HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カール・レンナー著『諸民族の自治権』１９１８年（１）
Author(s)	田口, 晃; 福田, 宏
Citation	北大法学論集, 53(2), 207-260
Issue Date	2002-07-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15144
Type	bulletin (article)
File Information	53(2)_p207-260.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資料

カール・レンナー著『諸民族の自治権』一九一八年（一）

（解説・解題）

田口晃
福田宏

はじめに

二一世紀初頭を「民族の時代」と規定してよいかどうかはともかく、ここ十数年、民族問題もしくは民族の現象が、地球上の人類にとって無視できない課題として登場していることは間違いあるまい。第二次世界大戦で一度大きく価値を落とした民族や国民という概念が戦後の植民地解放、民族独立の動きの中で再登場した時以来、久方ぶりの関心の高まりである。

勿論、背景も性格も一様ではない。脱工業化社会の下で文化的多様性を求める動きや国際化が進む中で生じる異文化接触の

増大、あるいは地球大の資源・環境問題の担い手としての自己同定や、それと交錯して現われる経済成長を望む主体としての意識、そして、冷戦構造による締め付けの緩和と共に、封じ込められていた亡霊が再現したかのような民族の自己主張と激しい紛争、最近では国民国家を超える統合の動きに対する反動としてのナショナリズム、といった具合で、これを統一的に把握するのに困難を覚えるほどである。(1)

また、民族の現象の噴出と並行して、民族を論ずる著書も、ドキュメントから歴史研究や理論研究に至るまで目白押しと言ってよい状態だ。E・ホブズボームが言うように、議論のかまびすしいこと自体、この問題がヘーゲルの言うミネルヴァのふくろう現象であることを示しているのかも知れない。(2) つまり一定の歴史的現実が展開した夕暮れ時に、はじめてミネルヴァのふくろうとしての哲学がこれを理性的に把握するという、あれである。確かに、巨視的に見れば、環境と資源という大問題に比べると、民族問題はもうそろそろ過去のものと言えないこともない。民族、国民よりも世界人類や地球市民という呼び方のほうが切実味を帯びつつある昨今なのである。しかし短期的には民族現象の噴出はむしろ止まるところを知らぬ勢いと見え、その原因の解明と、紛争の解決は焦眉の急でさえある。民族問題の研究にしてからがそうした課題意識に支えられていることも明らかであろう。(3)

〔一〕

そうしたなかで、ここに翻訳、紹介するのは、今世紀初めに、オーストリア社会民主党のカール・レンナーが民族問題を論じた著書の抜粋である。(4) レンナーの民族問題論はわが国ではスターリンの『マルクス主義と民族問題』の中でレンナー／バウアー連名でこっぴどく批判されていることでよく知られており、理論的にも誤っているように考えられてきた。けれども、スターリンのこの著書は、同じ頃書かれたレーニンの幾つかの文章とともに、実は、ロシア社会民主党の内部で文化自治論を展開していたユダヤ人ブントとそれを支持するメンシェヴィキとを論破することをめざした、極めて党派性の濃い著作なのであって、両端を叩くその論法はとても額面どおりに受け取るわけにはいかない。(5) 当のレンナー自身、ブントの主張する文化自治論と自説との違いを強調してもいる。

とはいえ、これも当然のことながら、レンナー（とバウアー）の著作もまた、真空に浮かぶ永遠の真理として提示されたわけではなく、一定の歴史的環境の中で、限られた課題を解くべく

書かれた論争の書であった。そのあたりから見て行くことにしよう。

ハプスブルク帝国が、国民国家もしくは民族国家が隆盛となる一九世紀ヨーロッパにおいて、例外的に存在した多民族国家の一つであり、民族対立を一因とする第一次世界大戦によって崩壊したことは、今ではよく知られていよう。この国では、一八四八年の革命以来、高まる民族運動にいかに対処するかという問題が、政治体制選択の問題と手を携えて、世界大戦に至るまで、常に最も深刻な課題であった。一八六六年のプロイセンとの戦争で敗北した後、マジャール人の民族主義を宥める目的で帝国を二分したところ（アウスグライヒ）、他の諸民族の不満は一層高まり、それに応じて様々な立場から、多様な帝国再編案、改革案が考案されることになる。とりわけ一八九七年のバデーニ言語令をめぐる混乱以後は、言語紛争に象徴される民族対立は、ハプスブルク帝国（の西半分＝オーストリア／若しくはツィスライタニア）の政治を収拾のつかない状態におとしいれたのであり、民族問題の解決もしくは民族紛争の調整は喫緊の課題であった。

一九世紀後半からハプスブルク帝国内で展開された民族問題に対するおそろしく多種多様な対応策は、これを幾つかの潮流にまとめることができる。[6] まず各地域の貴族層を中心とする伝統的保守派の立場がある。保守派は、一八六五年から六七年に宰相を勤めたベルクレディーの五地域体制案に典型的なように、中世以来の旧領邦を単位とする分権、つまり拡大された身分制議会を単位とする連邦制を帝国改革の目標に掲げていた。

これに対して自由主義グループは、多数派が統一的な帝国行政の整備を前提とする国民代表議会の創設という帝国の中央集権的近代化に固執するなかで、例外的にフィッシュホフなどが民族クーリエの新設と民族自治を唱えたにすぎなかった。しかも後になると自由主義自体がドイツ系市民ブルジョア層のイデオロギーに堕してしまい、狙いが民主化の制限とドイツ人優位の固定化に向けられることになって帝国の多民族的再編構想からはずれてしまう。[7]

以上二派がオーストリア＝ハンガリーの二元体制の維持を前提にしていたのに対し、アウスグライヒ体制そのものの改編をめざしたのが、王位継承者フランツ・フェルディナントを中心とする新しい保守派であった。なかでも彼に近いとされたルーマニア系ハンガリー人のA・ポポヴィッチが一九〇六年に発表した『大オーストリア合衆国』[8]は、旧領邦とは別に、帝国全体を一五の民族州に新たに分割して連邦制国家に再編成しようと

するもので、アイディアのわかりやすさも加わって注目を浴びた。

［二］

こうした様々な主張や構想の渦巻くなかでは、一八八九年に左右両派を統一して成立したオーストリア社会民主党も、エンゲルス／カウツキー的な少数民族軽視は言うに及ばず、当初の世界市民主義と呼んでよいようなナイーヴなマルクス主義的国際主義の立場もいつまでも維持するわけには行かなくなった。党そのものが、小インターのあだ名で呼ばれたように、内部に多民族を抱えて民族問題に直面せざるを得なかったからでもある。ここでも、オーストリア全体（帝国の西半分）の場合と同じように、対立は、指導部を率いるドイツ人とチェコ人等の一般党員の間で発生した。チェコ人は組織論をめぐっても、また他勢力との協力問題や選挙戦術をめぐってもV・アートラーらの党指導部と対立し、そこから、妥協、調整の結果、社民党としては世界はじめての民族綱領、一八九九年のブリュン綱領が産み出されたのであった。そこにはオーストリアを民主的な多民族連邦国家に改編すること、そのためには旧領邦に代わって民族ごとに区切られた自治団体をさだめることが謳われている。(9)

オーストロ＝マルクス主義という呼称は、こうした特殊オーストリア社民党的な課題設定と分析方法をさすのにつかわれたのであるが、(10)そのオーストロ・マルクス主義者の中で取り分けて民族問題で活躍したのがカール・レンナーとオットー・バウアーだったのである。(11)

カール・レンナーは一八七〇年モラヴィア最南部のウンター・タノヴィッツ（現ドルニー・ドゥナヨヴィツェ）でブドウ栽培農家の一七番目もしくは一八番目の子供として生まれ、ニコルスブルク（現ミクロフ）のギムナジウム終了の後、ウイーンに赴き、大学で法学を学んだ。そして一九九五年から国会図書館に勤務するかたわら一九九六年に大学を修了している。ブリュン綱領当時二九歳、(12)学生時代から社民党員だった彼は、ブリュン綱領が出されるとこれを不十分と見て、直ちに筆名で『国家と民族』を公刊した。そこで初めて、綱領が前提にしている属地原理、領域原理つまり地域的線引きという発想に加えて、属人原理、つまり同一属性を持つ人間を、たとい異なる地域に住んでいても、ひとつの集団としてとらえる考え方を採用することを主張したのであった。さらに一九〇二年、自己の考えを、原理的に一層深め、かつこれに具体的な制度の構想を付して『国家をもとめるオーストリア諸民族の闘争』として、これも筆名

で出版している。レンナーの民族問題論の集大成は、『諸民族の自治権』となるはずであったが、戦争と革命のせいで、これは一九一八年に第一巻が刊行されたにとどまった。

この間一九〇七年からは帝国議会議員として、帝国全体の構成を巡り、ハンガリーと分かれて南部諸国と連係すべきだとか、ブルジョア諸党は狭いナショナリズムによって帝国を危険に曝している等の演説を通じてハプスブルク帝国の民族問題への関心を示し続けた。[13]

一方オットー・バウアーは一八八一年の生まれであるからブリュン綱領当時はまだ一八歳の学生である。ウィーンの富裕なユダヤ人企業家の息子に生まれギムナジウム時代から社会主義に親しんでいたバウアーは、大学でやはり法学を学び、そのころからレンナー、ヒルファーディング、マックス・アートラーと知己になっていた。[14] レンナーの民族問題論が出されると、これを高く評価しつつも、歴史的、経済学的、哲学的考察の手薄な点を惜しみ、自ら一九〇七年、大著『民族問題と社会民主主義』を著わした。その中で彼は民族の定義を次のように試みている。即ち、バウアーによれば、民族とは生産条件に規定されつつ継承された運命共同体（共通の運命体験）を通じて歴史的に形成された文化共同体で、各民族はそれぞれ異なった性格を持つ性格共同体でもある。資本主義までの階級社会にあっては働く多数者が文化共同体から排除されているのに対し、変形された階級憎悪である民族憎悪を本来の階級闘争に引き戻すと、そこから展望される階級対立のない社会主義のもとで、はじめて、労働者を含む全ての人々の文化共同体への参加が可能になる、というのである。[15]

こうした民族の独特の定義を基に、バウアーは多民族共存の可能な連邦国家の制度を構想している。しかし、連邦国家構想に関しては実はそれまでのレンナーの議論を踏襲しているに過ぎない。[16] その上に、レンナー自身は先に見たように〇六年、〇八年、一八年と三度にわたって著書を公刊する中で議論を深めているので、ここではバウアーの大著からではなくて、レンナーの構想の仕上げとみなされる一八年の『諸民族の自治権』から該当部分を翻訳することにしたい。[17] 詳細は翻訳に譲ることにして、骨格だけを予め紹介しておけば、以下の如くである。

まずハプスブルク帝国の歴史的領邦を単位に民族自治を考える立場に対し、それでは実態にあわず、そもそもどの様な形であれ民族を領土と結び付けて考えること自体が近代産業社会では不適切になっていることが指摘される。つまり、近代領域国家の基本原理である属地主義は民族共存の課題を解決するのに

不適切とされるのである。そうしてそれに代わってレンナーが持ち出して来るのは、国際法にいう属人主義であった。これを、従来の法律的な用い方である識別原理としてだけではなく、組織化の際の原理としても適用し、さらには権限配分、あるいは連邦形成にあたっての単位構成の際にも顧慮すべきだ、というのである。技術的にはそのために民族台帳を作成し、個々人に選択権を与えた上で登録させる。台帳に登録した人間集団を民族公法人とし、その公法人に民族文化に直接関わる問題領域に関し、立法権、裁判権、課税権、官吏任命権等の広範な自治権を付与する。民族の文化自治権とは別に、帝国を州に分割し、こちらには地域の問題解決に必要な範囲での自治権を認める。以上がレンナー・モデルの骨子である。往々レンナー／バウアーの「文化自治論」と呼ばれるけれども、地域的連邦制とセットで考えられている以上、H・ハンチュのように「二次元連邦制」と呼ぶほうが適切であろう。[18]

［三］

ところでここに提起されたレンナー（とバウアー）の民族紛争解決の理論モデルは、その後どのような運命をたどったであろうか。まずハプスブルク帝国では、一九〇五年から六年にかけてモラヴィアでレンナーの提唱したような民族台帳が導入され、民族間の妥協が図られた。また、スロヴェニアでも、同様な調整法が検討されているし、一九一〇年ブコヴィナの改革でも類似の工夫がなされている。いずれもレンナー／バウアーの議論に直接則ったものとは言えないけれども、二次元連邦制的な構成によってハプスブルク帝国を再編することに一般的な関心が高まっていたことは明らかであった。[19]

しかし、実際は改革が大々的に行われる前に帝国は自殺的に大戦に突入し、解体してしまったのである。フランツ・ヨーゼフを引き継いだ皇帝カールが大戦末期に試みたのは地域的連邦化であり、それはもはやマサリク等のドイツ系以外の民族指導者を帝国に繋ぎ留める力を持たなかったのみならず、社民党の中でもバウアー達が民族自決＝独立論に転じるのを妨げることはできなかった。レンナー自身はドイツに革命が起き、社民党中心の政権が誕生して、独墺合併がより望ましい選択肢として登場するまではハプスブルク帝国の二次元連邦制的再編案を放棄しなかったらしい。[20] しかし、ハプスブルク帝国自体が解体、崩壊してしまうと、国際的にも民族自決論が隆盛になり、理論的にも単一民族単一国家が正しい解決とされるようになってしまうのである。新興国における少数民族問題への対応としてご

く一部で注目された例を除けば、[21] レンナー／バウアー・モデルはソ連邦で批判の対象とされるとともに急速に忘却の淵に沈んでいった。[22]

ところが、二〇世紀も九〇年代に入ると、冒頭に述べたような民族現象／民族問題の噴出の中で、レンナー／バウアーのモデルが最発見、再評価されるようになってきている。[23] 一つには鉄のカーテンの消滅に前後して「中欧論」がオーストリア、ハンガリー、フランスなどで唱えられるに至った歴史的文脈がある。[24] これと平行してハプスブルク帝国の歴史的評価が、この間「諸民族の牢獄」から「多民族共存の実験」場へと変化し、新たな史的関心を呼び起こして来たことも与って大きい。[25]

第二には世界各地での民族紛争の激化、暴力化に対して、レンナー／バウアー・モデルが平和的な解決方法の一つとして種々の機会に提起されたという事情が挙げられる。[26] 国際法上「現状維持の原則」uti possidetis juris が優先されて国境変更が困難である限り、国内の少数者問題は常に存在し、それを個人の人権の問題として処理するだけでは済まないことはピエレ＝キャップが指摘する通りである。[27] 領域性と属地主義原理を固執してゴリ押しをすれば、旧ユーゴスラヴィア内戦で示されたように「民族浄化」などという凄惨で愚かしい結果になりかねない。多民族の平和共存を可能にする格好のモデル、「多極共存型」モデルと並ぶ、もう一つの多文化共存のモデルが、この「二次元連邦制」だと言えるであろう。

それだけではない。旧ソ連、東欧の民族問題には党・国家体制の下で窒息していた市民社会の蘇生の一部として民族の自己主張が登場して来た文脈がある。そうした民族的主張を「民族浄化論」とは反対の方向で積極的に生かすためには、主体が自由に所属を選べる法的団体としての民族、属人主義と個人による積極的選択に基礎を置く法的に制度化された権利の共同体としての民族、というレンナー的な民族概念が有効であろう。[28] このような理解の仕方は、二一世紀に向けて民族を国家から切り離し、国家を民族から引き離す工夫、[29] つまり国家から相対的に自立した市民社会の存在を制度的に支える工夫の一つと考えることができるのである。[30]

さらにはこの間に二次元連邦制モデルが実際に適用されるという実験例を見たことも大きい。九三年に誕生したベルギーの新憲法体制がそれである。一九六〇年代から深刻化してきた北、南、ブリュッセル間の言語紛争をレンナー／バウアー・モデルそのままの「地域」と「文化共同体」という二重の分権制で乗り切ったベルギーの例は、このモデルの実現可能性を証明した

ものといってよく、人類の歴史にとって貴重な経験となろう。[31]ベルギーの新体制がレンナー／バウアー理論の直接の影響下に展開された、という明示的な証拠は少ないけれども、[32]二次元連邦制が言語紛争、民族紛争の解決に有効であることを実地に証明した意義は大きく重い。

翻って理論的に見ても、このように領域単位と文化単位の弁別と結合を通じて統合を達成するモデルは、多様性を包み込んだ統合モデルとして、十分な考察に値しよう。幾分抽象的に言えば、この理論モデルは地域的分権論と機能的分権論の組み合わせと考えることができる。そうして機能的分権は民族や言語に限らず可能であるから、複雑な社会をできるだけ複雑なままに統合しようとする場合には二次元に留まらぬ多次元連邦制として構想することさえ可能であり、[33]さらにはヨーロッパ統合との関連で、地域的連邦制や補完性原理にも親和性を持つなど、複数国家の統合の進め方を考察する上でもその適用範囲は広いと言ってよい。[34]

勿論、レンナーの主張が全てそのまま二一世紀の民族問題に適用できるかどうかは問題である。例えば有機体国家論などは、もはや拙劣な隠喩以上の意味は持たないだろうし、あるいは民族を主権の一部を分有する法律団体として固定する立場はやや窮屈かも知れない。しかし、そうした点も含めて、彼の思考の実験は我々を知的に揺さぶり、刺激する。手を変え品を変え、我々の日常生活に介入してくる権力に対し、どう立ち向かうのか。少数の政治のプロによる政治運営に不信感が増す中で民主政治をどのように民主化して行くのか。冷戦終了後、却って益々困難になりつつあるように見える政治学上の難問に立ち向かう際にも、今一度レンナー／バウアーに立ち戻ることが生産的なのではあるまいか。

以下に部分訳を紹介するのは Karl Renner, *Das Selbstbestimmungsrecht der Nationen in besonderer Anwendung auf Oesterreich.* I Teil: *Nation und Staat.* Leipzig/ Wien, 1918. である。翻訳の底本としてはオーストリア国立図書館蔵の一九一八年初版本を用いた。本書は第一部とされているが、一九七〇年発行の『K・レンナー著作目録』を見る限り、第二部以下が出版された形跡はない。[35]しかし一冊だけでもまとまりを持っているし、部分訳でもあるから第二部が欠けていても不都合はないと判断し、翻訳作業を進めた。

なお、書名に関しては『諸民族の自決権』とするむきもある。確かに、その後このドイツ語が民族自決権として使われるよう

になったことはその通りである。しかし、レンナーにあっては、本文について御覧頂ければ分かるように、この言葉は二次元連邦制の中での諸民族の「自治権」を指しているので標題のようにした。

さしあたりレンナーの所説を読者に知って頂くことを目標としたため、読みやすい日本語を心掛け、意訳のために本来の文章の区切りを無視して再構成した箇所も多いし、訳注も議論の筋から逸脱しないように最低限にとどめた。

注

（1）元来、国民、民族は、概念的には意思を強調する政治的（公民的）領土的なものと、文化に主眼を置くエスニックな発生論（系譜論）的なものに二分できるとはいえ、それが多次元的に様々なイデオロギーと結び付くところに独特のダイナミズムを産み出す秘密があり、そもそもがきわめて複雑な現象なのである。言うまでもないことであるが。cf. A. D. Smith, *National Identity*. 1991, pp. 15-16.［アントニー・D・スミス、高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』晶文社、一九九八年］。

（2）E. J. Hobsbawm, *Nation and Nationalism since 1790. Programm, Myth, Reality*. 2nd ed. Cambridge, 1992. p. 192.［E・J・ホブズボーム、浜林正夫他訳『ナショナリズムの歴史と現在』大月書店、二〇〇一年］。

（3）最近の我国における業績としては例えば日本比較政治学会編『民族共存の条件』二〇〇〇年所収の諸論文を参照。

（4）因みに両者が書いた民族問題に関する主要著書を列挙すれば次の通りである。

Synopticus (Karl Renner), *Staat und Nation*. 1899.［太田仁樹訳「カール・レンナー『国家と民族』」（上）（下）『岡山大学経済学会雑誌』三二巻二号・三号（二〇〇〇年）］。

R. Springer (Karl Renner), *Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat*. 1902.

R. Springer (Karl Renner), *Grundlage und Entwicklungsziele der Österreichisch-Ungarischen Monarchie*. 1906.

K. Renner, *Der nationale Ausgleich in den Sudetenländern*. 1908.

K. Renner, *Das Selbstbestimmungsrecht der Nationen in besonderer Anwendung auf Österreich*. 1918.

O. Bauer, *Die Nationalitätenfrage und Sozialdemokratie*. 1907.［オットー・バウアー、丸山敬一他訳『民族問題と社会民主主義』御茶の水書房、二〇〇一年］。

O. Bauer, *Deutschtum und Sozialdemokratie*. 1907.

（5）ロシア社民党の内部事情とユダヤ人ブントについては

J. Bunzel, *Klassenkampf in der Diaspora*. Wien, 1975. 参照。

(6) Robert A. Kann, *The Multinational Empire. Nationalism and National Reform in the Habsburg Monarchy*. New York, 1950. の第二巻及び F. Zwitter et al., *Les problemes nationaux dans la Monarchie des Habsbourg*. Beograd, 1960. がそうした諸潮流を広く扱っている。最近の研究としては Bernard Michel, *Nations et nationalismes en Europe centrale XIXe-XXe siècle*. Paris, 1995. が興味深い。

(7) 保守派については W. Böhm, *Konservative Umbau-Pläne im alten Österreich*. Wien, 1967. 自由主義派については R. A. Kann, *op.cit.* を参照。

(8) Auel Popovici, *Die Vereinigten Staat von Grosse-Oesterreich*. 1906.

(9) 民族綱領の全文は、H・コーン、稲野強他訳『ハプスブルク帝国史』恒文社、一九八二年、に掲載されている。また、オーストリア社民党内部の「民族問題」については R. Loew, *Der Zerfall der "Kleinen Internationale". Nationalitätenkonflikte in der Arbeiterbewegung des alten Österreich (1889-1914)*. Wien, 1984 が詳しい。

(10)「オーストロ＝マルクス主義」という言葉は一九一四年にアメリカの社会主義者が最初に使い、以後普及した。新たな問題に取り組む開かれたマルクス主義、マルクス、エンゲルス死後の実証主義を超えるマルクス主義を意味し、レンナー、バウアーの他、R・ヒルファーディング、M・アートラー等が有名である。さらに、一九七〇年代からソ連型社会主義とも西欧型社民主義とも異なる第三の道として戦間期のオーストリア社民党が再評価される中で、この第三の道を指して使われることもある。cf. L. Kolakowski, *Hauptströmungen des Marxismus*. Bd.2. S. 275-279.

(11) このほかに、ローザ・ルクセンブルクとよく似た立場から民族問題を仮象と論じ、スターリンのウィーン滞在中、彼の民族問題論作成を援助したヨーゼフ・シュトラッサーという人物もいた。(J. Strasser, *Der Arbeiter und die Nation*. Reichenberg, 1912.) 従って、厳密に言えば、レンナー／バウアーの議論だけがオーストロ＝マルクス主義の民族問題論ではないのだが、本稿では慣用にしたがった。また、バウアーに関しては我国での研究が進んでおり、かつその主著の翻訳が既に完了しているので、ここではレンナーの主著の一部を翻訳し、解説でもレンナーを中心に論じることにする。

(12) レンナーの伝記については、J. Hannak, *Karl Renner und seine Zeit*. Wien, 1965. A. Pelinka, *Karl Renner. Zur Einführung*. 1989. W. Rauscher, *Karl Renner. Ein österreichischer Mythos*. Wien, 1995. 等があるほか、日本語では矢田俊隆「カール・レンナーとオーストリア現代史」

（『オーストリア現代史の教訓』刀水書房、一九九五年所収）が後年の政治家レンナーを扱っている。政治家レンナーに関しては「社民党のルエーガー」（F・アートラー）から「共和国の父」まで、毀誉褒貶が甚だしい。民族問題以外の現代社会論もふくめた思想家レンナーの評価については別の機会に触れたい。

(13) Rauscher, *op. cit.*, S. 60-68.

(14) バウアーの伝記のうち日本語で読めるものとしては、J・ブラウンタール『社会主義への第三の道――オットー・バウアーとオーストロ・マルクス主義』梓出版社、一九九〇年（原本は一九六一年）がある。

(15) O. Bauer, *Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie.* 1907. Werkausgabe Bd 1. 1975. S. 170-197.［邦訳一〇三―一二三頁］バウアーの民族問題論に関しては、上条勇『民族問題の社会史』梓出版社、一九九四年を参照。また、丸山敬一「マルクス主義における民族の将来像」（『年報政治学』一九九四年所収）も参照。さらに最近の仕事としては丸山敬一編『民族問題――現代のアポリア』ナカニシヤ出版、一九九七年、が便利である。

(16) レンナーとバウアーは発想においても前者が法学的であるのに比し、後者が経済学・社会学的であると、当初から、例えばカウツキーによって指摘されている。W. Rauscher, *op. cit.*, S. 51.

(17) レンナーはその後も民族問題に関する考察を続けていた様子で、その死後 J. Hannak の手で遺稿集 *Die Nation. Mythos und Wirklichkeit.* Wien, 1964.［太田仁樹訳「カール・レンナー『民族――神話と現実』」（一）―（五）『岡山大学経済学会雑誌』三二巻四号、三三巻一―四号（二〇〇一―二年）］がまとめられている。しかし、そこでは国連や少数民族保護についての記述はあるものの、連邦制をめぐる議論は展開されていない。したがって、一九一八年の『諸民族の自治権』で多民族国家の構成を主題とするレンナーの民族問題論を代表させてよいであろう。むしろ、その後のレンナーの考え方については、一民族一国家こそ例外であり、多民族国家が社会進展の方向であること。その場合、国民は国籍の意味に、民族は単なる出自になること、を述べた *Mensch und Gesellschaft. Grundriss einer Soziologie.* Wien, 1965. S. 317-321. が重要であろう。

(18) H. Hantsch, *Die Geschichte Österreichs.* Bd. 2. S. 447.

(19) ベネシュやマサリクといった後の民族独立強行派もこの時点では帝国の連邦制的再編を支持していたのである。G. Hermet, *Histoire des nations et du nationalisme en Europe.* 1996. p. 258-259. 従って、Michel のように少数者の意見でしかなかったと切って捨てるのはやや強引であろう。Michel, *op. cit.*, p. 205.

(20) Rauscher, *op. cit.*, S. 118.

(21) エストニアにつき、下條芳明「戦間期エストニア憲法における民族的少数者」『比較法学研究』第四号（一九九二年）を参照。リトアニアについてはさしあたり G. von Rauch, *Geschichte der baltischen Staaten*. München, 1977. S. 107. が参考になる。

(22) 第二次大戦後も国連憲章、植民地の独立と単一国民国家が当然視されてきた。

(23) 比較的早い時期にレンナー・モデルの現代的意義、世界各地の民族紛争解決への貢献の可能性を指摘したものに R. A. Kann, *Renners Beitrag zur Lösung nationaler Konflikte im Lichte nationaler Probleme der Gegenwart*. Wien, 1973. がある。

(24) E. Busek et al. (Hrsg.), *Nationale Vielfalt und gemeinsames Erbe in Mitteleuropa*. Wien/ München, 1990. P. Béhar, *L'Autriche-Hongrie, idée d'avenir*. Paris, 1991. J. le Rider, *La Mitteleuropa*. Paris, 1996. など。Busek は北に目を向けた「中欧連邦」を、Béhar は「バルカンを含むドナウ連邦」を主張し、J. le Rider はユダヤ人を失った「中欧」とはカトリックの「中欧」に他ならないとする。

(25) 例えば、大津留厚『ハプスブルクの実験』中央公論社、一九九五年。

(26) 例えば、一九九二年国家を持たぬ少数民族の国際組織 INRP が旧ソ連の民族紛争を沈静さすべく行った提言、あるいは九三年九月七日「朝日新聞」紙上でのパレスティナ紛争をめぐる山内昌之氏の提案など。

(27) Stephane Pierré-Caps, *La Multination. L'avenir des minorités en Europe centrale et orientale*. Paris, 1995. p. 194 et seq.

(28) S. Pierré-Caps, "Karl Renner et l'Etat multinational. Contribution juridique à la solution d'imbroglios politiques contemporains." *Droit et Société* 27-1994. p.427.

(29) S. Pierré-Caps, "Karl Renner, de l'Etat des nationalités á l'Etat mondial." *Revue d'Allemagne et Pays de langue allemande* 2-1996. 尤もこの点に関するピエレ＝キャップの主張はレンナーの所説の一面を強調し過ぎた嫌いがある。レンナーの（市民）社会論の研究が課題となろう。

(30) J. L. Cohen/ A. Arato, *Civil Society and Political Theory*. Cambridge/ London, 1992. D. Schnaper, *La communauté des citoyens*. Paris, 1994.

(31) 詳しくは津田由美子「ベルギーのエスニシティー紛争と連邦制」（『年報政治学』一九九四年所収）を参照。他に M. Martinello/ M. Swynbedouw (eds.), *Ou va la Belgique?* Paris, 1998 等。

(32) わずかに Astrid von Busekist, *La Belgique. Politique des langues et construction de l'Etat*. Paris/ Bruxelles, 1998. が二

〇世紀初頭にベルギー労働党の Vandervelde 経由でレンナー／バウアー・モデルがベルギーに紹介されたことに触れている。なお歴史過程については Els Witte/ Jan Craeybeckx, *Politieke geschiedenis van België sinds 1830*. Antwerpen, 1983. 及び A. Leton/ A. Miroir, *Les conflits communautair en Belgique*. Paris, 1999 も参照。

(33) B. Wehner, *Nationalstaat, Sozialstaat, Effizienzstaat*. Damstadt, 1992.

(34) Pierré-Caps, *op. cit.*, p. 198-199.

(35) Verein für Geschichte der Arbeiterbewegung (Hrsg.), *Karl Renner. Eine Bibliographie*. Wien, 1970.

カール・レンナー著『諸民族の自治権』（翻訳）

福田　宏
田口　晃　訳

［本書は全五章五九節で構成されており、「民族と国家」という名のもとに第一部とされている。本書（第一部）の序文では、第二部は一九一八年の初夏に出されることになっていたが、実際には出版されなかった。第一次世界大戦末期における混乱とハプスブルク帝国そのものの存続が危うくなったことが、出版中止の原因であろう。なお、本書（第一部）の目次は以下のとおりである。

第一章　民族（Volk）・国民（Nation）・国家と人類
　第一節　オーストリア＝ハンガリーの民族問題
　　――ヨーロッパの歴史と政治における一断面
　第二節　民族の起源と概念
　第三節　民族概念の不確実性
　第四節　民族の政治的理念――戦争の一哲学
　第五節　民族主義と平和運動
　第六節　民族主義と社会主義
　第七節　民族の法理念
　第八節　民族共同体の絶対性と相対性
　第九節　世界国家と民族国家
　第一〇節　多民族国家内部における諸民族の闘争

第一一節　我々の課題
第二章　多民族国家
第一二節　解決可能性についての概観
第二章ノ一　原子論的見解
第十三節　個人の主観的基本権としての民族（Nation）と民族集団（Nationalitäten）
第一四節　数量現象としての民族
第一五節　（a）経済的な問いとしての民族問題
第一六節　（b）言語的な問いとしての民族問題
第二章ノ二　有機論的見解
第一七節　概観
第一八節　領域による分割システム
第一九節　人的集団による分割システム
第二〇節　歴史的領邦を単位とした民族自治
第二一節　民族文化を単位とする人的集合体と民族自治
第三章　民族
第三章ノ一　民族理念
第二二節　民族理念の内容
第二三節　民族理念の発展段階
第三章ノ二　法的存在としての民族——民族の区分
第二四節　国家による一般的な社会の編成
第二五節　民族を単位とする区分について——民族理念と国家目的
第三章ノ三　法的存在としての民族——国家における民族の位置
第二六節　個人の権利
第二七節　民族全体の権利
第二八節　国家における民族の法的地位
第二九節　民族の自由
第三〇節　民族の統一性
第三一節　民族が持つ権利の内容
第三二節　諸民族の平等と多民族連邦国家
第四章　国家
第三三節　行政改革
第四章ノ一　国内の地域政策
第三四節　行政組織の原則
第三五節　国家領域とその区分（分離）
第三六節　行政技術の側から見た管轄区域設定の必要性
第四章ノ二　既存の管轄区域とその問題点
（A）基礎自治体

第三七節　村落と市
第三八節　基礎自治体の管轄区域とその新編成
第三九節　改革
（B）中間自治体
第四〇節　既存の中間自治体が担っている領域
第四一節　中間自治体が担う領域の適切な大きさ
第四二節　上位機関から見た中間自治体の領域と軍事面における区分のあり方
第四章ノ三　改革の道筋と目的
第四三節　改革委員会
第四四節　ボヘミアにおけるかつての県編成案の不確定性と不十分性
第五章　連邦国家
第五章ノ一　国家と民族の有機的結合
第四五節　国家構造の基盤としての県
第四六節　国家構造における県とオーストリアにおける国家構造の特質
第四七節　連邦国家としてのオーストリア
第五章ノ二　連邦国家の不十分な代替物
第四八節　集権化と分権化
第四九節　自己統治における個々の機能
第五章ノ三　自己統治の限界（Grenzen）
第五〇節　いわゆる領邦の自治――その影と危険性
第五一節　諸民族による自己統治に対する異議
第五章ノ四　体制改革
第五二節　自己統治か、それとも独自の国家性か
第五三節　連邦を構成する諸国家（Gliedstaaten）
第五四節　直接連合か、それとも間接連合か
第五五節　連邦政府権力の機構
第五六節　連邦国家における立法
第五七節　連邦国家における統治
第五八節　連邦国家における官吏
第五九節　連邦国家における連邦裁判所

第一章では、民族の起源と概念、戦争や社会主義と民族主義、世界国家と民族国家などを検討した後、第一一節において、諸民族の政治権力闘争を多民族国家の枠内で解決できるような法的秩序を探り出すことが本書の目的として措定される。そして以下、第一二節より訳出する。]

第二章　多民族国家

第一二節　解決可能性についての概観

我々のこれまでの説明を考慮すれば、民族という言葉で表される人類史上の現象に対する政治学的な考察は、人類学的、社会学的、歴史学的な民族の探究とは区別して考えるべきであろう。というのは、政治学的考察においては、民族を特に国家との関係において捉えるためである。すべての政治学は、最終的には国家を考察対象とする。故に、民族を政治学的に理解するにあたっては、国家が個人間や社会的集団間（職業、身分、階級など）の関係を法的に規定する場合と同様、法技術上の主要な問題を扱うことになる。

理論家や政治家の中には、民族問題においても個人と国家との関係を起点にする人たちがいる。彼らは、人によって異なる日常語を使うという現実に国家行政を適応させ、その人が使用する言語で法的行為を行う義務と権利が認められれば民族問題は解決すると考えている。つまり、彼らは個人と国家との関係を出発点にして考えており、民族が一つのまとまった集団であるか、あるいはそのようなものとして国家の中に出現するという点を、あからさまではないとしても自らの政治的態度によって否定している。彼らは、民族を立法、行政、司法に対する一定の影響力を持つ国家規模の利益集団として憲法上認める考え方を退けており、民族の言語と特徴を守り育てる権利を個々人が持つ基本権にすぎないとみなしている。この見解は、一定の法領域において自立性を持つ個人を一方に置き、個人の基本権だけは侵害できない不可分の国家を他方に置くだけである。こうした見解は、一面においては原子論的であり、一面においては集権主義的である。つまり、これは完全に自由主義的な社会学説と法学に基づいているし、また、それに合致した見解である。

こうした見方に対し、民族を独自の利益を持つまとまりのある集団とみなす見解が存在する。この見方によれば、諸民族はまとまった集団として多民族国家の中でお互いに対峙しており、それらの統合によって初めて国家の全体が形成されることになる。ただし、多民族国家がそもそも歴史的にみて存在資格を持つかどうかという点や、オーストリア＝ハンガリーの諸民族が一つの国家を形成するにあたって、歴史的な要因だけでなく将来に向けての根拠をも持つかどうかという点については、ここではすでに肯定された決着済みの問題として扱う。とはいうも

のの、元々抱いている政治的信条によって多民族国家の可能性と必然性を認めないために、我々の議論に意義を認めないような人びとも存在する。我々が取り組まねばならない課題は以下のとおりである。一つの国家において多数の民族が共存しなければならない場合には、どのような法形態や政治的方向性であれば諸民族が最適な状態で存続することができるのか？

この課題に対しては、さまざまな解答の仕方がある。原子論・集権論学派は、民族上の相違にもかかわらず、国家を諸個人の総計から形成されているとみなすのに対し、もう一つの学派は、多民族国家を単なる個人の寄せ集めではなく、諸個人から成る統一体、すなわち集団生活を営む諸民族がまず存在し、そこから国家が構成されると考えている。つまり、後者は、共同体として個別に存在する権利を民族に与え、それによってまず個人を民族として構成し、その民族を通して間接的に国家を構成させるのである。この学派にとっては、国家は諸個人の単なる集権的集合体ではなく、諸民族（Völker）の同盟（Bund）であり諸民族（Nationen）の連邦として現れる。こうした見方は、一方では集団論的見解であり、他方では連邦主義的見解である。原子論・集権論的見解においては、民族問題は言語や官吏の資格といった問題として現れ、行政の技術面が主たる課題となるのに対し、集団論・連邦主義的見解においては、民族問題は国家組織全体にわたる問題、すなわち憲法体制の問題を意味することになる。後者の見解は、国家を諸個人の総計以上のものとみるいわゆる「有機的」国家論を支持する見方と考えるのが妥当である。「有機的」国家論においては、国家は「有機体」と捉えられており、そのなかで、細胞と組織、組織と器官、器官と器官体系、器官体系と有機体全体が結びつくことになる。このような見方を原子論的見解に対置して有機論的見解と呼ぶことができる。

こうして我々はお互いに対立する両極の見解を見てきたが、当然、両者の間には中間的な見解も存在する。実際には、これら二つの見解はお互いに相容れないようなものとして対峙しているわけではない。

公民（Staatsbürger）の一般的権利に関する我々の国家基本法[1]において、極端な原子論的見解が受容されている。特に、民族問題を規定する条文には、立法者の原子論的態度が顕著に現れている。この基本法により、至る所で、とりわけ学校、官庁やその他の公的な場における施設や役所でそれぞれの民族利益を擁護する基本権が、憲法によって保証されたものとして、また譲渡できないものとして個々人に与えられている。原子論的見

解においては、憲法で基本権を保証することによって、この基本権が失われないような形の立法と行政が形成される。このような体制においては、個別の施行法はまったく必要とはならない。それぞれの法律は問題なく憲法に結びついているため、明らかにその法律自体が施行法となるからである。だが、民族としての一体性を無視し、民族から共同体としての権利を奪う代わりに、個々人に対しては民族としての基本権を認めるというやり方は、個々人がそうした基本権をわずかしか享受できないし、一体としての民族が全く利益を受けることができないという点で、実際においては不十分であり、またそれ自体危険である。というのも、こうした試みが、個人が勝手に民族の名において行動し、その責任を民族が直接負うことを余儀なくし、また、そうする権限を与えるためである。民族主義的な代理人政治家の無責任な態度によって、それぞれの民族と国家はもう嫌と言う程苦しめられてきた。

こうしてみると、原子論的な考え方が木を見て森を見ていないのは明らかであろう。原子論的見解は、民族を法的な統一体とは見ないで、国家にとって非常に重要な意味を持ちはするが、数量的現象として見ている。数量現象を把握することは統計学の仕事である。民族の数的な発展と移動、とりわけ国内移動に関する統計的調査の結果によって、民族が政治に利用される。民族は国家における行為主体ではなく、国家からの庇護を受ける受動的な客体であり、国家が民族を援助したり抑圧したりしながら、自らの寵愛の程度に応じて庇護を与える。こうした立場に基づいた基本的な法整備は、民族（Nationalität）や個人に対する統計上の評価に応じてなされるものの、民族の発展に対する国家行政の対応は、多かれ少なかれ対症療法的なものとなる。

とはいえ、こうした考え方は、ある意味では個々の民族にとって有益である。この見方は、国家における法的存在としての民族を軽視することによって、逆にその分だけ経済的・社会的基礎となる自然の、いわば国家以前の存在としての民族を熱心に探究するのである。一九世紀という時代は、国家における少数者としてそれまでいかなる援助も育成策も受けなかった諸民族が、法的障害や政治的抑圧に遭遇したにもかかわらず、至るところで強力な民族へと発展するという驚異的な事実を示した時代であった。抑圧された歴史的民族の再生や歴史なき民族の覚醒に見られたこうしたプロセスは、国家権力に対置される民族の法的権利とは全く別のところで、もっぱら経済的・社会的発展の力だけによって生じたのである。オットー・バウアーは、

こうした民族形成の自然過程を研究することによって、権利の有無が重要ではあるけどもそれが民族の発展を規定する全てではないという点を見事なまでに描写し、示すことに成功した。だが、経済的な観点だけを優先する思考法においては、こうしたプロセスを見る際に、民族の課題を憲政の問題としてよりも経済の促進として捉える傾向が強い。故に、こうした思考法については、経済政策的な方向性を持った民族政策と呼ぶのが最適であろう。

そもそも、こうした考え方は、労働者階級にとっては非常に身近であり、きわめて有益である。オーストリア・ドイツ人の労働者階級に対しては、我々は特に、拙著『ドイツ人労働者と民族主義』(Der deutsche Arbeiter und der Nationalismus)、オットー・バウアーのパンフレット『モラヴィアにおけるドイツ人の民族・社会問題』(Nationale und soziale Probleme des Deutschtums in Mähren) の参照をお薦めする。

この経済政策的な見方が、民族を無機的な大衆として、法律家風の言い方をするならば民族を無秩序な総体 (universitas inordinata) として捉えるのに対し、集団論・連邦主義的見方の場合には、民族を統一的な利益を持った歴史的・有機的団体と捉え、憲法によって保証された国家上の地位をその団体に与えて無秩序な総体を秩序ある総体 (universitas ordinata) へと転換させるのである。後者の目的を実現するに当たっては多様な方法が可能なため、相異なる複数の考え方が生じることになる。

集団論・連邦主義的見方において基本となる原則は以下のとおりである。民族は一つの有機的な統一体を形成し、その統一体が国家における権利の担い手とならなければならない。さらに、その統一体を単位とした同盟 (Verband) によってオーストリア国家の全体が有機的に構成されねばならない。だが、こうした最も重要な原則を実際に適用するにあたっては、この考え方にとって本質的な意味を持つ次の三つの点で相違が生じる。

1. 大衆としての民族同胞が統一体へと統合される場合の種類と方法 (組織化原理) について。
2. 組織化された統一体としての民族に与えられる権利の範囲 (権限配分) について。
3. 諸民族が国家全体へと統合される場合の種類と方法 (連邦形成の方法) について。

以上の三点についての判断は、次の核心的な問いに対する答えによって異なってくる。その問いとは、民族団体はいかにして形成され、どのようにして他の社会的諸団体から識別されるのか、という問題 (識別原理) である。

社会的諸団体の種類について、より詳しく検討することにしよう。結論を先取りして言えば、国家における諸団体の地位を決定するのはその団体の領域との関係である。領域が国家にとって常に重要な意味を持っていることから、多くの者にとっては、人民（Volk）とそれ自身が以前から居住している領域との関連性が決定的な意味を持っているように見える。そのため、彼らは民族を特に、事実上の定住地域共同体とみなすのである。彼らは民族を法的に構成された地域集団、すなわち領域団体として見ようとする。それに対し、大規模な国内移動やそれぞれの地域における諸民族の混住、人間を土地から解放し領域からの自立をもたらすような万人に認められた居住移転の自由や近代的な交通手段の形成を考慮する見方がある。この見方によれば、オーストリアにおける諸民族の組織は、一定した地域、あるいは法的に規定された領域を基礎にしては考えられないため、その時々の居住地は、実際には民族意識にとって重要な意味を持たない。そこで、この見解においては、民族を法的に構成された一種の人間集団、すなわち人的団体（Personalkörperschaft）として捉えることになる。これらの二つの意見は相異なる正反対の見解であるが、原子論と有機論の場合と同じようにその中間には無数の意見が存在する。以上より、集団論・連邦主義的見方は、領域団体派と人的団体派とに分類されるのが最適である。前者のオーストリアにおける政治的目的は、以前は領邦自治や地域自治であったが、戦争［第一次世界大戦］勃発以後は特に、特定領域（カルパチア諸領邦、チェコ諸領邦（Sudetenländer）、カルスト諸領邦、キュステンラント）[2]を単位とした国家法上の自立や特別な地位の付与となった。それに対し、後者の目的は、領域とは関わりを持たない文化共同体としての民族の自治である。もちろん、こうした識別原理の違いが、組織化、権限、連邦形成の方法といった既述の三つの問題にとっても決定的な意味を持っていることは言う迄もない。

領域団体のシステムは、前世紀の歴史において非常に重要な意味を持っていた民族原理を多民族国家オーストリアに適用したものである。二月革命においてヨーロッパの大民族を揺るがせた強力な精神運動は、規模の大きい単一的な民族国家の設立をもって終わった。後にオーストリア＝ハンガリー帝国へと再編されるオーストリア帝国のメッテルニヒ体制の下で喘いでいた無数の歴史的民族や歴史なき民族もまた、この精神に捕えられたのである。種族が大きくなればなるほど、その要求もますます大きくなる。マジャール人とポーランド人が自立し独立した国家の設立を求めて努力したのに対し、ツィスライタニアの[3]

スラヴ人は、程度の差こそあれ、自らが居住する地域の自治、すなわち連邦構成国家の設立に匹敵する程度の自治を要求したにとどまった。クレムジール帝国議会[4]においても、領域システムの支持者は再度二手に分かれることとなった。一つは、諸領邦の歴史的形成を議論の出発点にするものであり、もう一つは、特定の民族がまとまって居住している地域、すなわち言語境界によって形成される空間を、帝国を連邦的同盟として再編するための基礎として活用するものであった。こうした違いにより、前者を領域システムの歴史的理論、後者を領域システムの民族的理論（ethnische Teorie）と呼ぶことができよう。(1)

これまで挙げてきた民族問題に関する見解もまた、民族問題それ自身と同じように古くから存在する。実際上のものであれ想像上のものであれ、どんなに些細な利益であっても、民族は断念しようとしないために、そうした見解を利用しない民族はいないし、また民族ごとに異なる見解を表明するようになった。オーストリア諸民族の間で今日まで意見の不一致が続いているのはそのためである。ドイツ人は元来は、純粋な意味での原子論・集権論的見方を表明していたのに、今日では、その一部が諸領邦を基礎とした歴史的領域システムやかつてのドイツ連邦の全体を基礎とした国家法上の統一を支持するようになっている。また、主として経済分野で活躍するドイツ人の中には、少なくとも経済的・社会的な数と量に応じた公正な取扱いをして欲しいと願っている者も存在する。彼等は、法的な意味での民族性を持たない代わりに、経済的・社会的な意味でドイツ人という民族性を持つオーストリア国家で満足しようとしているのである。これに対し、第三のドイツ人、すなわちドイツ社会民主党とそれによって指導される労働者階級はドイツ人の民族自治を要求している。チェコ人、ポーランド人、クロアチア人のような独自の政治的歴史を持つ大きなスラヴ諸民族は、歴史的民族として領域自治の歴史的見解を支持するのに対し、ルテニア人やスロヴェニア人といった小さい民族は、歴史なき民族として民族的見解を支持している。このように、非ドイツ系諸民族の社会民主党は、不明確で矛盾に満ちた態度をとっている。これらのシステムは全て相互に矛盾したものであり、今日に至るまで特定の見解が帝国議会で恒常的な多数派を形成する可能性がないため、オーストリア問題の解決は、そもそも不可能であるように見える。

法律の条文にはなっているものの、その他の点では全く信用を失っている原子論的・集権論的見解を除くとすれば、恒常的な争点となっているのは領域であることが詳細な検討によって

明らかとなる。問題の解決をはかるには、こうした点、すなわち国家と領域、民族と領域の関係に取り組まねばならない。全員を熱狂させるような解決は導き出せないにしても、全ての当事者に受け入れ可能な解決方法は存在する。それは、領域という争点を国家に対してはともかく相争う当事者にとって中立的なものにする場合である。ここでは、民族感情にとって居住地は本質的な意味を持たず、民族は定住地域共同体というよりもむしろ、同じ考えや同じ言語を使う者の共同体、すなわち人的団体として捉えられる。この見解においては、民族は領域と関わりを持たない人間集団、つまり公法上の人的団体（Genossenschaft）として構成されるのである。

理論的な考察の最終段階で登場するのは、首尾一貫した形で想定された人的システムである。このシステムにおいては、まとまった定住地域を考慮せずに、すべての同胞を含み、民族同胞のみから構成される団体をまず構成し、次にその団体を単位とした完全な民族の自治行政（Selbstverwaltung）を要求することになる。このシステムは二重のやり方で運営される。いずれにせよ、このシステムにおいては、国家機能は民族的事項と国家的事項という二つの権限領域のいずれかに区分されるけれども、民族的事項や民族それ自体が信仰共同体（Kultusgemeinschaft）、すなわち教会組織（純粋な私的団体）のシステムのように完全に国家と無関係になる場合もありうるし、民族という人的団体（Personalkörperschaft）が国家機関の構成要素となり、民族そのものが帝国の連邦構成単位となる場合もありうる。民族が国家に組み入れられるのか、それとも国家と無関係になるのか、民族は国家を形成する単位となるのか、それとも国家から完全に離れた存在となるのか、という違いは根本的な重要性を持つ。

人的システムの理論におけるこうした違いは、最近になって初めて理論の問題として取り上げられた。属人主義（Personalprinzip）は、私がシノプティクスというペンネームで一八九九年に出したパンフレット『国家と民族』（Staat und Nation）によって初めて理論や民族政策に導入された。新しい思想が皆そうであるように、この原理も様々な誤解を招いたことは仕方のないことであった。私は、拙著『オーストリアの刷新』（Oesterreichs Erneuerung）の「属人主義原理（Personalitätsprinzip）」（第二巻一六〇ページ以下）という章でこうした誤解に対する予防措置をとったので、ここでは以下の点を述べるだけで十分であろう。私にとっては、この原理は理論上の認識手段であり、民族と民族を区別する原理（Differenzierungsprinzip）である。属

人主義そのものが組織の中身や国家権限、そして、諸民族がお互いに結びついて国家の全体を形成する形態(連邦形成の方法)を決定するわけではない。私がシノプティクスという名前で出したパンフレットや本書の第一版[5]で提示した見解では、民族はそれ自身の素質に応じて国家構成要素となり、多民族国家においては必然的に国家構成単位ともなる。その意味では、諸民族の国家からの形式的な分離を実現する手段や属人主義原理そのものが民族自治の本質や核を成すわけではない。むしろ、民族は自治によって国家と同等となり、国家に組み入れられた団体となるのだ。

しかしながら、私の著作でおこなった主張は、民族を国家から非常に強く際立たせ、それを国家から完全に切り離してしまうような極端な見解を導き出す契機を持っている。この見解によれば、民族は公法上純粋な私的団体（Genossenschaft）を構成することになる。つまり、ここで想定されているのは、自身の民族文化的な案件については自らの手で管理するものの、アメリカ合衆国における教会のように、国家権限の担い手ではなく国家から離れた私的団体である。属人主義の基本的な思想をこうした極端な形にまで押し進めたのは、特にユダヤ人の民族運動、とりわけ東ヨーロッパを中心とするそれであった。[6]こうしたシステムは民族を単純な民族文化団体（Kulturgenossenschaft）として構成するため、「民族文化自治」というよりは純粋な私的団体のシステムと呼んだ方が適切かもしれない。いずれにせよ、このシステムは、諸民族が単に個別に存在するだけではなく国家の外部に位置する存在としても扱われるような集権的な単一国家を前提としているため、「民族連邦国家」を前提としたブリュン綱領と同一視されるべきものではない。

民族を単純な文化団体と見る純粋な私的団体のシステムをもって、理論的に可能な政治的見解がすべて出尽くしたように思われる。ここで取り上げた完結した理論としてのシステムとシステムの間に、既述の見解のいくつかを結び付けただけではないような新たな見方をつけ加えることは困難であろう。というのも、民族の見方においては、原子論的か有機論的か、有機論の中では領域を重視するか人間を重視するか、人間を重視する中では国家に組み込まれる存在か国家と無関係な存在か、という選択肢しかありえないからである。故に、私には単なる折衷的な理論ではない新たな理論を考え出すことは不可能なように思われる。こうした基本的な見解に基づいて問題が解決された場合の政治的な合目的性や影響の大きさを比較検討することによって、個々の理論の首尾一貫した特徴が明確になり、各自

に気に入った方法を選択することが容易になろう。個別の検討に入る前に、考えられうるすべての見解についてここで要約しておくことにしよう。

A．原子論的見解――民族は結束していない諸個人の総和（個人主義的見解）であり、不可分である単一国家（Einheitsstaat）が個人に対して直接向き合う（集権主義的見解）。

a．純粋に個人主義的な見解――民族は「民族性（Nationalität）」と呼ばれるような個々人の特性として存在するものでしかない。民族性を保持する権利は、単に個々人が持っている基本権にすぎない。

b．個人を単位とした権利の付与が行われる。ただし、民族の存在は、経済的・社会的に決定づけられる無機的な数量現象として認知される。

B．有機論的見解――それぞれの民族は法的統一体を形成し（集団論的見解）、さらに、諸民族の同盟が国家を形成する（連邦主義的見解）。

a．領域システム――民族の居住地域が連邦構成単位（Gliedstaat）を形成する。

1．歴史を重視する見解――国家的歴史を持つ民族だけが国家構成要素となる資格を持つとされる。歴史的民族の居住地域は、その民族の支配領域であり、それがオーストリアの連邦構成単位となる。継承されてきた領邦や歴史的諸領邦は、明らかにこうした単位として認められる。

2．民族の地域分布を重視する見解――歴史なき民族も含めた全ての民族が国家構成要素となる資格を持つが、その単位として認められるのは、あくまで当該民族が居住する領域だけである。つまり、連邦構成単位となるのはそれぞれの民族がまとまって居住する領域である。

b．人的システム――民族は本質的には領域との関係を持たない。民族の本質の核となるのは、定住地域共同体ではなく、文化共同体であり、言語共同体である。故に、民族は人間集団として構成されねばならない。

1．民族団体は、国家の中に組み入れられて国家権限の担い手となる。民族は、連邦国家における国家構成単位（Gliedstaat）を形成することによって民族自治（nationale Autonomie）を実現する。

2．民族団体は国家とは無関係の存在であり、国家権限を持たない自己運営だけを行う純粋な私的団体（Genossenschaft）となる。ここでは、民族文化自治（nationalkulturelle Autonomie）が実現される。

考えられうるすべての解決法を含めた以上の概略をより詳細に論じることが、我々の次の課題である。

［この後、第二章ノ一＝「原子論的見解」として、第一三節「個人の主観的基本権としての民族と民族集団」、第一四節「数量現象としての民族」、第一五節「（a）経済的な問いとしての民族問題」、第一六節「（b）言語的な問いとしての民族問題」と続き、それから第二章ノ二に移る。］

第二章ノ二　有機論的見解

第一七節　概観

民族問題は、単に経済社会問題や言語問題にとどまるものではなく、全ての国家機構に関わる憲法体制の問題である。民族は自らの利益、すなわち固有の民族利益を持っており、すでに述べたように、それを実現するためには個々人に対する保護では不十分であるし、私人の自発的結社に委ねることもできないのである。民族は自己支配権を持つ公法上の強制加入団体（Zwangsgemeinschaft）、言い換えれば、国家上の機能を行使する団体でなければならない。民族は、自治を重要視する一体的集団（Kollektivganzes）なのである。以上が有機論的見解の主張である。この見方によれば、オーストリアは国家と直接向き合っている諸個人の寄せ集めではなく、諸民族から構成される連邦とみなされる。

だが、自然科学的な見方をすれば、民族は有機的な統一体ではない。さらに、統一的な国家上の組織を持たない民族や、同じ民族でありながら複数の国家を形成したり他の民族と混住したりする民族が存在することは、周知のとおりである。それにもかかわらず、こうした事実は有機論的見解と矛盾しない。個々の民族によって出された要求を綿密に見ていけば、それが常に国家機能に対する請求権を含んでいることが分かる。「ケールバー内閣によるボヘミア言語法案への注解」[7](2)一三頁では以下のように述べられている。「この一〇年間の内政を見ると、言語問題の規定が問題になるたびに激烈な政治闘争が発生している

ことが分かる。こうした現象の原因は、それぞれの種族（Volksstamm）が自らの経済的・精神的能力を高めようとする自然な努力にある。その努力は、大抵、教育制度の領域や役所における交渉で可能な限り自らの言語を通じるようにすることや、また、それについて国家から承認を得るといった希望として表現される。」

これに対して次の点が強調されねばならない。一．経済力を求める努力は、一方では個人主義的なもの、ただし現在の私的資本主義経済体制の下では通常個人的なもの以外に自発的結社（民族貯蓄銀行など）によるものも含む努力として現れ、他方では公的団体によるもの、つまり、国家上の機構として現実化されるものであったりする。前者は、政治的には重要な意味を持たず、民族内部の文化的活動としてみなされる。それに対して、後者の場合には、国家権力を自分に役立つものとするためにその権力の占取を求め、とりわけ国法上の措置を要求することになる。二．一民族全体としてみれば、精神的能力を向上させる努力は、高等教育の実現によって、つまり国家手段によってのみ実現されるものであり、これもまた国法上の措置を必要とする。三．役所や学校における言語使用の承認を希望することは副次的な徴候に過ぎず、民族的努力の核心を成すものではない。それぞれの民族政党が持っている希望は、明らかにオーストリアをドイツ人国家として維持することやチェコ人国家を創設することであり、その点では、官吏や学校の使用言語をめぐる紛争は目的ではなく手段にすぎない。つまり、問題はより深いものであり、官庁言語を規定するだけの言語法では闘争を終わらせることができないのである。言語法の実現は闘争の解決ではなく解決に向けての一段階をなすにすぎない。ここから以下の点が明らかとなる。即ち言語法の実現は、言語闘争の真の目的とはなりえない。民族問題は、単なる言語問題ではなく国法上の問題なのである。

現状では有機的統一体ではない民族の場合でも、政治的努力のすべてにおいてそうした統一体になることを目標としているのは明白である。オーストリア内政におけるこうした努力は、ドイツ人の「民族共同保証（Gemeinbürgschaft）」[8]に現れている。こうした動きにおいて基本的な考え方となっているのは、議会で自民族が持っている権力のすべてを活用するために、各派に分かれている自民族の議員を全て統合することである。目的となるのは、権力それ自体ではなく権力の享受、すなわち持続的で確実な権力の行使である。権力の行使が法によって保証され、実力行使によって実現されるような利益が法的に保護され、規

制されるときにのみ、権力の享受が可能となる。戦争がもっぱら一層確実な平和を目指して行われるのと同じように、権力も法・権利（Recht）を目指してもっぱら動員される。生み出すべき法・権利は政党の政策綱領に示されており、その政策綱領が、代表されるべき利益の総計として政党に権力を、すなわち支持者の支援を与える。確かに、実際の政治的機関である政党にとって、権力それ自体がすでに支持者を惹きつける一つの綱領となっている。だが、こうした政策綱領だけでは、権力の受益者の範囲を超えて広がり、影響を及ぼすことはできないのであり、その点では戦利品や買収の類と変わらないのである。

民族政策は権力政治で満足することもありうる。つまり、民族同胞を一つの政党へと統合し、国家行政に対する議会の影響力を利用して、その時その時の利益を勝ち取ろうとする政治（パンくず拾い政策）である。だが、政治的な権力を獲得できたとしても、それを計画的に少しずつ獲得する場合（段階的政策）であれ、一気に実現可能なものとして示す場合（構造的政策（konstitutiv））であれ、それを揺るぎない法的地位の獲得に利用しなければ、民族が恒常的な利益を獲得することはできない。例外はあるにせよ、一歩ずつの進歩が普通である経済・社会闘争とは異なり、民族のパンくず政策や段階的政策が一定の発展を保証することは決してない。というのも、民族的な多数者といえども少数者に転ずる場合があるし、政党が掲げている民族利益が民族以外の分野における政党の行動力や創造的精神を奪ってしまうような時には、一体化している政党を経済対立が徐々に解体させることもあるからである。オーストリア議会の不毛さというのは、経済、社会、あるいは一般的な政治における改革の問題が民族政党内部における対立を生み出し、それが政党の結束を緩ませているという点に実際の原因がある。そのために、民族政党の指導的人々は、民族以外の分野における改革の問題をすべて意図的に避けようとする。諸民族が奪われることのない法的地位を与えられることによって、議会において闘争姿勢を維持しなくてもよくなれば、民族を軸とする政党形成では解決できない経済的・社会的課題に取り組むことができるようになろう。進歩が可能となるのはまさにその時である。

ここで、我々は元のテーマに戻る。オーストリアに再び平和と進歩をもたらすためには、諸民族が国家における権利の担い手（Rechtsfaktoren）となり、国法上の行為能力を持たねばならない。誤解を恐れずに言えば、諸民族は国家の中の国家とならねばならないのである。諸民族が依然として民族政党のままであれば、民族にとって利益にはならず、国家は損害を被るこ

とになる。しかも、民族政党は単なる諸個人の寄せ集めと見られることに決して満足できない。現に、有機論的見解が民族に政治理論的な武装と、国権の要求を求めてきたのである。国権の獲得なくしては、民族は自らの攻撃的姿勢をやめることができない。そして、諸民族が攻撃的姿勢をやめなければ、オーストリアの進歩はありえないのだ！　オーストリアにおける内政上の問題は、この命題に集約される。

自然科学においては、民族は人種という曖昧なメルクマールによって区別された諸個人の総計とみなされ、社会学においては、通常同じ言語によって媒介され、思想や感情において明確な同質性を持つ人間の集合体とみなされる。そして、民族は、ある一定の発展段階において、統一的な意思を持った人間総体として、つまり、自らの民族的特質と文化を保持するために他の民族とは区別された統一体を国家において形成する意思を持った人間総体となる。一八五九年から七〇年にかけてのドイツ人の場合に完全に明らかになったように[9]、それぞれの民族にとっては以下の二つの利益が本質的である。一つは、すべての構成員が一つの民族へと統合され、全員が文化的な課題に実質的に貢献し、その文化的成果を享受するという統一の利益である。規模の大きな民族であればいくつかの部分への分散に容易に耐えることができるが、小民族の場合には、最後の一人に至るまで構成員の寄付金と参加を呼びかけざるをえない。従って、もっとも激しい民族的な統一への熱狂が見られるのは小民族の場合である。もう一つの利益は、民族が他の民族からの影響や支配から自由でなければならないというものである。すべての民族がこうした二つの利益の承認を望んでいるものの、民族的帝国主義者だけは、自らの利益を誇張することによって他の民族の利益を無視しようとしている。帝国主義者は、他の民族を支配し、彼らに民族としての存在を認めないことが必要であり支配利益であると勝手に主張している。この支配利益は、戦争を引き起こす混乱の原因であるし、民族的な少数者を歴史的境界線の中に押し込めることが、その格好の手段ともなっている。だが、それぞれの民族が行っている要求は、結局のところ、上述の統一と自由という二つの利益に帰着するのである。一九世紀に特有な現象であった民族理念（Nationalitätenidee）に基づいた努力が展開されることによって、大国家がひっくり返され、ヨーロッパの地図が完全に塗り変えられることになった。こうした努力が、世界大戦下の東ヨーロッパにおける国家間の枠組み全体をも揺さぶっている。オーストリアの血の気の多さを考えれば、美辞麗句や中途半端な手段によってこのような民族理

念を無視できると期待するべきではない。

人間の多数は、統一的な意思を表現し実現する機関の形成によって、統一的な大衆としての政治的統一体となることができる。通常、機関を形成しなければ、大衆はまとまりを持った集団として行動することができない。多くの人間の中に同じ利益が存在するときには、利益を基本方針として定式化するような見識を持った人間、例えば、スローガンの考案者やその実行者、利益を見いだす先駆者、扇動家や戦略家、がその中から登場する。これに対し、権力者は、常に発展途上にあるできたばかりの運動から首や手を切り捨てようとし、そのたびに失敗を招くことになる。プロレタリアートの場合にも、自らの機関と自らの予言者や戦闘指令官を初期の頃から生み出し、それを何百回となく失い、何千回となく復活させている。スケートクラブやパイプ同好会といったものから国境を越える政党に至るまで、さまざまな規模の同一利益を持つ集団が、同じように自らの「首謀者」を生み出している。ここで注目すべき現象は、個々人が複数の分裂した利益を持つことである。個々の人間は相異なる複数の利益を持っており、それぞれの利益に応じて異なる集団に属している。だから、ある職人が消費者として生活協同組合に所属するかたわら、その消費者協会と対立している政治団体に生産者として所属することも当然のこととして可能なのである。複数の利益を持つ一人の公民が、自治団体、国家団体、宗教団体、政党、経済団体、社交サークルといった複数の団体に所属している。つまり、公民は種々の利益を自分のうちで統一できる範囲内で複数の団体に所属しているのである。個人の中におけるこのような利益の多元化とそれに対応する個別の機関や団体の形成は、近代的な公共生活が発展する上での鍵となり、階級闘争や政党が生じる上での鍵となった。利益集団は、その集団にとって共通の利益を満たすために、自らの機関に対する国家の認知と権限の法的な保証を求めるのである。

民族利益もまた、経済・社会的全体利益から組織的に切り離すことのできる個別利益と考えることができよう。封建的大土地所有者が自らをチェコ民族に所属すると考えているにもかかわらず、農業委員会（Agrartag）ではドイツ人大土地所有者と肩を並べて座っている場合もある。プラハの菓子製造業者がドイツ人の菓子製造業者と共同で原材料の値上がりに反対したからといって、チェコ人であることをやめるわけではない。というのも、民族利益は、他の経済的、社会的、政治的利益と同じような集団利益でしかないためである。それに対し、国家は全体利益を包括する共同体であり、人間集団としての「民族」と

全体としての「国家」が範囲と内容の点において一致することはありえない。だが、すでに述べたように民族の集団利益は、国家上の強制加入団体を形成しなければ実現することができないため、民族は国家上の特権を持たねばならない。これに対し、国家は遥か以前からすべての高権を独占し、主権と統治権を一つにして持っているために国家と民族の間に対立が生じることになる。この対立は、国家を個別の民族国家に解体するか、国家と民族が持っている機関と権限を法的に区別するかのどちらかによってしか調停されえない。後者の方法は、すでに宗教と国家との対立において実践されている。宗教生活と民族生活の実質的な内容は根本的に異なっているから、宗教と民族の重要で大きな違いに気づかない者はいないし、的はずれのアナロジーに陥ってしまう者もいないであろう。それにもかかわらず、ある意味において両者に同質性が存在することは否定できない。民族と宗教の利益は、個人と集団が持っている数多くの個別利益の中の一つである。それに対し、国家は、原則として強制的な手段のみによって実現可能な全体利益を現実化する公的制度である。民族と宗教は、国家権力のすべてを配下に置こうという分不相応な要求を過去において行った。これに対し、国家は、教会の機関と権限を自らのそれと区別することによって、国家と教会の双方がおおむね満足できるようにそれぞれの権利領域を法的に分割したのである。こうした法的な権利領域の分割の面において、国家と宗教の関係は民族問題を考える上で参考となるアナロジーとして、また、さしあたりの一般的な規準として役に立つ。

民族と国家の間で機関と権限を区分することは、諸民族を国家組織に組み込み、国家機能を諸民族に委譲することにほかならない。与えられる権限の大小にかかわらず、原則として諸民族は有機的な国家要素として、また連邦構成単位として認知される。だが、こうした区分はどのようにして行われるべきであろうか？

第一八節　領域による分割システム

権限分割の方法として領域を単位とするものが考えられる。主権を持つ単一民族国家を自ら形成する力を持たない諸民族でも、民族の定住地域を核とする領域的な連邦構成単位は形成できる。その場合、諸民族は、言語・文化共同体として政治的に扱われるよりもむしろ、定住地域共同体、すなわち民族学上の存在として扱われることになる。ここでは、民族は文化的存在

としてよりも自然的存在として捉えられている。自らの領域における民族的事項については、すべてその民族自身が自立した立法と行政を行うが、純粋に国家に関わる事項については、民族と中央国家が共同で担当することになる。この時、それぞれの公民は、先に述べたように国家的でかつ民族的という二重の性格を持つ利益圏に属し、地理的境界によって区分された二つの相対的団体に所属することになる。

領域による分割が唯一可能で正当な識別原理かどうかという問題はとりあえず保留し、ここでは以下の点を述べておくだけにしよう。五〇年以上にわたる歴史が示しているように、いわゆる属地原理（Territorialprinzip）は解決不可能な対立を引き起こす源泉であり、その対立は多くの場合国際法上の手段による解決と内戦や外国の干渉とを招くことになったのである。というのも、ひとたびこの原理を奉じると、どのようにして境界線を引くかという問題が必ず生じるからである。クレムジール議会の憲法起草委員会においてオーストリア諸民族が初めて相対したとき、境界線をめぐる紛争がすぐに生じたのも偶然ではない。

一八四八年以前の帝国議会に代表される諸王国と諸領邦（ツィスライタニア）は、現在の諸領邦の境界には一致しない一〇の行政管区（グベルニ）に区分されていた。憲法起草委員会の最初の審議において、直ちに、国家領域をどのようにして自立的な地域に区分するかが話し合われた。すぐさま、争いが巻き起こった。つまり、歴史的に形成されてきた領域団体を基準にするのか、それとも、民族の定住地域に応じて区分される諸地域（Provinz）を基準にするのか、という対立であった。後者においては、ボヘミア、シュタイアーマルク、ガリチア、チロルといった歴史的諸領邦がそれぞれ二分割されるはずであった。当時、チェコ人たちが、民族の定住地域に基づいた地域区分とボヘミアの二分割を支持したのに対し、ドイツ人たちが歴史的な地域区分を支持したことを考えると、オーストリアの政治における一貫性のなさと、ドイツ人の先見の明のなさとがよく分かる。[10] ドイツ人は歴史的権利の先駆者として現れたのに対し、パラツキー[11]を始めとするチェコ人は民族の自然的権利に基づいて国家的存在に匹敵する自治を主張する勢力の代表となったのである。スロヴェニア人のカウチッチ[12]は、この立場に基づいて民族を複数含む歴史的領邦の分割を主張した。つまり、ボヘミアをチェコ・ボヘミア（Tschechowien）とドイツ・ボヘミア（Bojerheim）に、シュタイアーマルクをドイツ・シュタイアーマルクとスラヴォニア（スラヴ人が住むシュタイアーマ

ルク、クライン、キュステンラント）に、ガリチアをポーランド・ガリチア（Masurisch-Galizien）とルテニア・ガリチア（Ruthenisch-Galizien）に、チロルをドイツ・チロルとイタリア・チロル（Wälschtirol）に分けることを要求したのである。[13] これに対し、彼と同じ立場であったパラツキーは、次のようなオーストリアの区分案を提示している。

1. ドイツ系オーストリア
2. チェコ系オーストリア
3. ポーランド系オーストリア
4. イリリア系オーストリア（スロヴェニア人地方）
5. イタリア系オーストリア
6. 南スラヴ系オーストリア
7. マジャール系オーストリア
8. ヴァラキア地方（ルーマニア人地方）

だが、カウチッチとパラツキーの案はいずれも却下され、一〇の行政管区（Gubernien）を自治権を持った帝国州（Reichsländer）として編成するというリーゲルの提案も受け入れられなかった。[14] 結局、勝者となったのは歴史的に形成された領邦の側であり、国家行政と民族生活は、諸領邦という大きさが不均等な境界区分に適応させられることになった。こうした領域の区切り方は、最も対立が激しい獣同士を一緒の檻に詰め込み、同じ種類の獣を複数の檻に分散させるような区切り方と全く変わらない。こうした分割システムにおいては、どの民族も統一を実現することができない。諸領邦が諸民族を引き裂いているのだから、諸民族が諸領邦を引き裂こうとしても何ら驚くべきことではないのだ。

以上のことから、オーストリアにおける歴史的領域の分割システムが民族問題の解決に全くつながらないことは明白である。というのも、このシステムにおいては、民族間の平和が全く実現しなかったからである。このシステムは一八四八年以来採用されてきた。七〇年間にわたってであり、もう試験されつくしたと言える。こうした領邦による分割が多数の民族少数者を生み出し、それを力で押さえつけていることは周知の事実である。それどころかこのシステムこそが恒常的な民族闘争を引き起こしているとさえ言えるのだ！　歴史的見解の批判者に対して「領邦分断」という犯罪の新しいカテゴリーを適用する領邦支持者に対しては、「民族」政党にとって非常に厳しい非難となる「民族分断」の罪を適用することができよう。なぜなら、歴

史的領域による分割においては、各民族のかなりの部分が「神聖なる」領邦の外に置かれてしまうからである。その点では、領邦の境界は民族という身体を保護する帯というよりもむしろ、民族の体を切り裂くナイフということができる。このシステムは、民族に役立つものとは言えない。多数者となった一民族に少数他民族の支配を許す代わりに、他の領邦で同様の自治権を持つ敵民族に同胞を売り渡すものでしかないのだから。

一方、民族的な領域分割も大きな欠陥を抱えている。この分割方法は、国家上の課題を処理するうえで適切な基盤となる比較的まとまって境界のはっきりした言語領域を前提としている。こうした事情は、スイスが民族平和の手本として引き合いに出される際には、しばしば無視されている。スイス人は、非常に高い山々によって隔てられた小さなアルプスの谷を単位として定住しており、それぞれの谷では一つか、多くて二つの民族しか居住していないために、民族の統一が自然な形で生み出されている。こうした統一性は歴史的に形成されたものであり、政治的、民族的な行政を行う際にも適切でまとまった基盤となっている。故に、この国では諸民族が入り混じっていたり、市松模様を成していたりする地域はどこにもないし、彼らの居住地が変則的になったり不均質になったりする地域もない。さらに、オーストリアの諸民族にみられるような不均衡な社会構造は、スイスには存在しないのである。

近代的な国家行政にふさわしい連邦構成単位を民族の居住地域に応じて構成することは、オーストリアでは、ほとんど不可能であろう。何しろ国家領域の区分は、民族の定住地域を規準とする区分とは大きく対立する法則、つまり、経済的、社会的、軍事的必要性や交通手段によって規定される国家領域にふさわしい法則に従って行われているのである（この点については後述する）。諸民族の国内移動や恒常的な言語領域の変化を無視したとしても、都市部には依然、かなりの数の民族的少数者が定住している。定住地域を単位とした方法で民族間の摩擦を相当減らすことが可能であるとしても、実現徹底の困難さも然る事ながら、それによって諸民族の闘争を全般的で持続的な平静に向かわせることは到底無理であろう。

クレムジールの憲法草案では、歴史的領土を強調する見解と民族の居住地域を重視する見解との間に非常に有望な妥協が成立した。この妥協はおそらく、当時の民族問題が現在の荒廃しきった次元にまで悪化することを防いだことであろう。オーストリアの諸民族にとって最初の政治的創造物であり、まったく独自の成果であった草案、非常に有望な未来への希望の子、を

破棄したことを嘆き悲しむのは至極当然のことである！　何物にも妨げられない強力な文化的進歩をすべての民族が遂げられたはずなのに、草案の破棄という無意味で分別のない行動のおかげで、半世紀にわたる不毛な闘争が続いたのだ！　当時の妥協は、最終的にすべての民族の一致によって成立したのであった。歴史的地域に基づく区分が主流であったとはいえ、この妥協においては、大きな地域が可能な限り民族の定住地域に対応するいくつかの県に区分され、その県ではほぼ完全な地域的自治が保証されるはずであった。それに従い、ボヘミア、ガリチア、チロルにおいては、民族的事項が県議会で扱われ、各民族に共通な政治的事項が領邦議会で扱われることになっていた。実際、当時におけるこうした県の区分はすべての民族を満足させるものであった。だが、不幸なことに、オーストリアのその後の展開は違う方向へと向かった。反動勢力は、憲法草案のすべてをあっさりと破棄してしまったのである。全民族の代表によって制定されたものではない二月憲法や十二月憲法ではもはや県制度は取り入れられなかった。それどころかここでは、官僚主義的で厳格な集権的行政が諸領邦に導入され、歴史的な県（Kreis）制度の廃止と純粋に官僚主義的な郡長官制度（Bezirkshauptmannschaft）の採用によって集権体制が強化された。いずれも民族的少数者を極度に苛立たせる改革であった。

第一九節　人的集団による分割システム

かくして、この七〇年間、領域を単位とする分割によって民族問題を解決しようという見込みのない努力が我々の下で繰り返し行われてきた。歴史的領域による分割も定住地域に基づく分割も実現可能ではないし、唯一見込みのあったクレムジールの憲法草案も今となっては不十分である。ここで我々は、領域に基づくこのような分割の方法が誤っていないかどうかを考えてみなければならない。民族はまず第一に領域との結びつきを持っており、民族を規定する決定的な要因として領域が挙げられる、といえるのだろうか？　真の事実関係を明らかにすれば、そうではないことが分かる。

民族は、確かに自然史的および歴史的にはその定住地域において形成されるけれども、個々人の民族所属やその民族性（Nationalität）については、その性質上領域との関係を全く持たない。自らの土地を捨てたからといってその人が民族性を失うわけではないし、ある領域に足を踏み入れたり、結婚によって百ヘクタールの土地を手にいれたからといってその人が別の民族

性を獲得するわけでもない。通常の民族意識においては、居住地域に基づいた民族所属に左右されることはありえない。民族は同じ考え方と同じ言語を持った人間の団体であり、土地にはもはや縛られていない近代的人間によって構成された文化共同体なのである。もし、誰にとっても自分の故郷が神聖だというのなら、今日の生存競争においては世界が、少なくとも、命をかけて守らねばならない統一体としての国家が、故郷として個々人の選択に委ねられざるを得ないだろう。今日では完結した一つの経済領域となっており、世界的な帝国主義競争――あとどれだけ持続するかは分からないが――において存続しうる定住地域を形成する大民族の場合には、故郷（Heimat）（定住地域）、国家、大国家という三つの概念が祖国（Vaterland）という一つの概念に結びついているために、三者が区別されることはない。これに対し、小民族や離散した民族の場合にはどうであろうか。多民族国家を主権を持った各民族の領域支配に解体した場合には、それぞれの小民族は、自らの故郷である定住地域を一歩踏み越えた途端、たちまち民族としての権利を失うことになる。小民族は他民族の定住地域にいる民族同胞が賤民の地位に置かれているのを黙認することによって、広い祖国においては何千もの人々の経済的進展を困難にし、狭い祖国においては経済発展の可能性を狭めているのである。小民族は自らの民族的願望に呪縛されて、経済的な必要性については目を閉ざしてしまっているのだ！

赤鉛筆を持って地図に新しい国境線を書き加えるだけならどんなものでも引くことができる。シェラダーム[15]やミリュコーフ[16]もそうした例である。ハンガリーをのぞくオーストリアを四つの小さい「主権国家」に分断するという彼らの案は、弁護士や大学教授、ジャーナリストたちを満足させるだけの単なる机上の空論にすぎないように思われる。この案は、経済的要因を度外視しており、単純な政治的図式と地図だけに基づいて作成された計画にすぎない。チェコ人の経済事情を詳細に調査すれば、彼らの経済活動の三分の二はチェコ諸領邦（Sudetenländern）に根ざしているにしても、残りの三分の一は外部と密接な関係を持っていることがすぐに判明する。チェコ諸領邦から伸びた経済活動の枝は、ウィーンやアルプス諸領邦、南方はトリエステ、東方はハンガリー、ガリチア、さらにはブコヴィナまで伸びている。チェコ人の交通要路となっているのは、ウィーンやトリエステ、さらにはハンブルクにまで至るエルベやモルダウ［ヴルタヴァ］といった河川である。国家の基礎は地勢や経済によって規定される。[3] 主権を持った小規模な民族国家に分割さ

れた状態は小国に分裂していた数百年前の帝国にみられた状況と同じであり、それをもう一度復活させる試みは必然的な社会発展を五〇〇年間逆行させる後ろ向きの改革にすぎないし、当時の悲惨な状況を克服するために必要であったオーストリア諸民族の闘争を再び引き起こすものでしかない。

こうした試みは、法技術的には属地主義から出発している。定住地域を単位として民族の分割が鮮明にできる場合には、表面的には、属地主義は目的にかなった原理に見えるかもしれない。だが、実際にはそうではない。チェコ人もドイツ人も、決して少なくない重要な部分が他の民族の定住地域に住んでおり、その上、まとまった単位として言語島を成しているのではなく同じ町の中で軒を接して住んでいるのである。属地主義者は次のように主張する。俺の領域に住む以上、お前は俺の法や言語、そして俺の支配に服さなければならない！　このような属地主義は権力に基づいて行われる民族による民族の支配であって、法に基づいた諸民族の平等を意味するものではない。属地主義におけるこうした強制と支配の下では、民族国家間の領土紛争が生じるであろうし、国家内部においても種族の間で領域の区分をめぐって争いが発生することになる。政治的な戦略によってもたらされる選挙幾何学に対抗する唯一の確実な手段として、同じ志を持つ人々を領域に関係なく選出する比例代表制が存在するように、民族を単位とする幾何学に対抗する唯一の手段として、領域の支配者としてではなく人的団体として民族を捉える方法が存在する。つまり、この方法は、ドイツ法制史においては国際法上の手段として扱われていた属人原理を国内行政に適用することにほかならない。属人主義によって、国家内部の各地域に居住するすべての同胞が民族としての保護を――一定の大きさの段階毎に――享受できるし、そうしなければならなくなる。これは他の法原理では保障できないような平等で完全な権利擁護である。民族は、封建的家産制の領域支配としてではなく、自民族の法的組織、すなわち近代的民主主義の基盤の上に立った人的団体（Personenkörperschaft）として構成されねばならない。

領域を単位とする帝国分断を回避して、人間を単位とする民族団体を実現しようとする考え方は、オーストリアにおける民族問題と同じくらい古いものである。こうした見解は、不完全であるとはいえ、クレムジール憲法起草委員会における民族クーリエ[17]を創設する提案に見いだされる。この提案は明らかに属人原理に基づいている。だが、民族クーリエは有権者全体ではなく、選出された者だけによって構成される人的団体を生み

出すにすぎないし、その権限は立法の領域に限定されて、行政には及ばない。そしてとりわけ、議院規則違反や選挙規則違反に対する属人原理を適用した保護規定が極めて不十分だったため、法的保証が欠けていた。

このクーリエ制度は、まずチェコ人によって主張された。当初彼らは、諸領邦を自立的な県に分割する代わりにクーリエに区分することを提案し、新しい県構成案が議会を通過した時点においてもそのクーリエ案を変えなかったのである。その理由となったのは、ある面では領邦議会が県への分割によって無意味となることへの懸念であり、ある面では他の領邦に居住する自民族の権利を守るためであった。また、リーゲルはクーリエごとに民族仲裁裁判所を創設することを提案している。一八六〇年代以降の憲政期[18]においては、特にフィッシュホフ[19]がクーリエ・システムの採用に向けて尽力しており、彼の著書『オーストリアとその存在保証』でその考え方がより詳細に論じられている。一八七一年のボヘミア領邦議会は、「ボヘミア王国におけるチェコ人（böhmische Nationalität）とドイツ人の権利の平等に関する法律」によってこのシステムを実際の政策に導入した。民族クーリエの財政高権（民族構成員（Nationsgenosse）から税金を徴収する権利）を認めた草案もこの法の基本条項に盛り込まれた。一二条c項では、基礎自治体や郡（Bezirk）においても民族クーリエが設置され、そのクーリエが徴税を担うことになっていることから、この案の中に模範的な属人主義が示されている点がみてとれる。たとえ、法案の起草者が、こうした規定を実施する上での困難さや法的結果についてほとんど理解しておらず、この提案の持つ国法上の新しさについて意識していなかったとしても、その点は否定できない。いずれにせよ、ここで初めて属人原理が法典化されたように思われる。国法学の学者もまた、民族主義者の政治家と同様、この問題に対する取り組みがあまりできていない。後の事態の展開により、当初はチェコ人によって要求されていた民族クーリエは、今度はチェコ人の要求に対抗するものとして、ドイツ人の要求項目の中に取り入れられた。結局のところ、ドイツ人とチェコ人の民族公準は十年毎に入れ替わっており、それが民族主義者の政治家における分別のなさと予見能力の欠如を示している。[20]一八九〇年一月の和解案（Ausgleichs-protokoll）においては、七一年の時よりも悪い形とはいえ、民族クーリエの要求が再度浮上したのであった。一八七一年の民族法はチェコ人とドイツ人に対する二つのクーリエしか設定していなかったのに対し、一八九〇年の和解案では、領邦内にあたかも第三の民族が存在する

かのごとく、大土地所有者のクーリエが加えられていた。非常に不合理な面を持ったこうした駄作は、青年チェコ党によって正当にも拒否されたのである。結局のところ、一八九〇年には、領邦教育委員会と領邦文化委員会だけが民族ごとに区分されることになった。これらの委員会がうまく機能している点を考えれば、民族間の平和をもたらす唯一可能な方法は、機関と権限の分割、すなわち諸機構やそれに服する人間を民族所属に応じて区分することであるのが分かる。だが、単なるクーリエ分割だけに甘んじることはできない。以下、その実質的、形式的な理由について見ることにしよう。

まず第一に想起すべきことは、それぞれの民族には、すでに述べたように統一と完結性を求めようとする傾向が内在している点である。こうした傾向が強いために、それぞれの民族政党は深刻な経済対立にもかかわらず一つにまとまっているのである。ボヘミア、モラヴィア、シレジアの各領邦においてチェコ人クーリエが存在し、クライン、シュタイアーマルク、ケルンテンの各領邦においてスロヴェニア人クーリエが存在するだけでは、チェコ人やスロヴェニア人は国法上の存在とはならないし、民族としての手段を獲得し利用することや、民族としてまとまった文化活動を行うことができない。統一的な民族の利益を実現するためには、目的と手段の一本化が必要であり、それによって初めて種族は政治的な意味における民族となる。民族の統一なくしては、民族自治はありえない。この点に関して、「愛国者」と名乗る人物が「民族文化議会」、すなわち民族議会（Nationalräte）を憲法体制につけ加えることを提案している。[4] 民族を単位とした代表者団体の政治的必要性については彼の研究で示されているので、ここではその参照を薦めるにとどめたい。

単純なクーリエ・システムに反対する第二の理由は、民族クーリエが領邦における立法の領域に関わるだけであって、帝国立法には有機的で法に基づいた影響力を行使することが全くできないこと、さらに重要なのは、行政全体に対する影響力も全く保証されていないことである。後に述べるように、民族による自治行政は民族の自己立法よりも重要性を持っている。既述のように、今日のオーストリアには保健行政が存在するといった意味での民族行政は存在しないし、民族ごとに分けられたボヘミアの領邦教育委員会以外には、民族の行政機関も存在しない。現時点においては、国家行政はその時々の議会内多数派の要求に屈しているため、常に特定の民族に片寄った姿勢を取っている。行政は攻撃の矛先を、ある時は一つの民族に向け、

またある時は他の民族に向けているのだ。まさに、行政の領域に民族にとっての危険が存在する。すべての民族政策は、一定の行政分野、とりわけ官吏任命の分野を内閣や議会内多数派の恣意から守ることに向けられねばならない。我々の経験からよく分かっているように、立法における事前措置(Vorkehrungen)や議会における一層騒がしい抗議によっては、行政に対する多数派の恣意的な介入を防ぐことはできない。それができるのは、民族による自治行政のみである。故に、民族クーリエの原理を国家活動の全ての領域に拡大する必要があろう。

現行のクーリエには、より大きな形式上の欠陥がある。それは、このクーリエが議会という大きな団体の選挙規則や議院規則だけに関わる一部門にすぎないからである。クーリエの権利は、結局のところ選挙規則や議院規則に基づいたものでしかない。このような規則だけでは、良心の仮借を感じない議会内多数派の行動を抑えることはできないし、彼らの法律違反に対して何らかの制裁が課されることもない。こうした法律違反は、幾ら努力しても修復できないし、もしこのまま放っておけば、それぞれの法律違反は先例に、すなわち法律の条文へと化してしまう。

したがって、クーリエについて形式上合法的な改造、すなわち法技術的な改編を行うことが必要となる。クーリエは法的に自立した存在に、言い換えれば、合議体としての議会の一部門から自立した団体に、それ自身裁判に訴えることのできる司法上の権利を持った法人格にされなければならない。一方、かつての単一の合議体は統合過程を通じて個々の団体と結びつけられることになる。そのようにしてクーリエは、人的システムに基づいた制度へと改編される。新制度は、外見的には、完成したクーリエ制度と大きく異なっているわけではないから、実行の上での難易もそれと余り変わらないであろう。[5] 現行のクーリエと法人格となった新制度との違いは、それが持っている権利の内容とその保証の仕方である。例えば、現行の大土地所有者クーリエは財産を持つことができない。それは法律上不可能である。これに対し、プラハの領邦議会におけるチェコ人クーリエの場合には、財産を持てるようにしなければならない。なぜならば、このクーリエは劇場や民族博物館といった多額のお金なくしては実現できないようなものをチェコ民族の代表として設立するからである。したがって、それがクーリエであるというだけでは十分ではない。民族クーリエは私法・公法上の人格となり、権利能力と行為能力、つまり訴訟を行う能力を持たねばならない。民族の存続にとって大きな危機が生じているとき

に、生存手段の提供を遅らせて命の灯火を吹き消すようなことをしかねない多数派の善意に、民族の集団的生存を委ねることはできない。民族が恒常性を持った団体としての存在にならなければ、その法的（権利）生活は貧弱でお粗末なものとなってしまう。

このように詳細にみてくると、民族クーリエの体制それ自体は人的システムの完成を意味するのではなく、人間集団を単位とする考え方を不完全な形で実現したものにすぎないことが分かる。クーリエや少数者の代表機関を設定するうえでの教導原理は、領域において偶然生じた多数派の恣意から人間を守るということである。固定的ではない利害関係を持つ近代的人間にとっては、同じ経済階級に属する仲間や同じ思想を持つ同志、または同じ民族や宗教に属する人間によって形成された団体の方が、同じ地域に居住する時だけ重要性を持つ隣人関係よりもはるかに重要である。社会的共同体は領域的共同体を駆逐しており、人と人との関係の方が人と土地との結びつきよりも強くなっている。民族だけではなく、人間や国家に関する他の全ての分野において、領域に基づく組織から人的つながりを重視する組織への転換が圧倒的に優勢となっている。

以上の手短な説明において、どのようにして民族を法技術的に捉えるかという主要問題の一つをまず概観した。これは識別原理に関する問題、つまり、数量としての民族同胞を他の民族から区別し統一体へと統合する際にどのような種類や方法を採用するか、という問題である。だが、法律上の共同体としてみなされる民族の内部組織や、民族の代表機関にどの程度の権利や国家上の機能が割り当てられるかという権限配分の問題はまだ手つかずのままである。さらに、諸民族を国家行政や国家立法にいかにして統合するか、という連邦形成の問題がある。もし、識別原理という根本的な原理が受け入れられたとしても、これら全ての課題が解決されるわけではない。というのも、この原理は、単なる形式的な法原理であり、法学によって提示される無味乾燥な技術的一時しのぎ以上のものではないからである。

第二〇節　歴史的領邦を単位とした民族自治

形式的な法原理としての人的システムも、その他のあらゆる形式的原理と運命を共有することになる。それは、細部に至るまで実行できるものではなく、単に思考の方向性を決定づけ、秩序立った政策を行ううえでの指導原理となるだけである。第

一版で再三指摘したにもかかわらず、この点について理解してくれたのは、好意的な読者の中でもわずか一割の人びとだけであった。自然において、幾何学上の点や線、面が存在するわけではない。存在するのはただ物体のみである。我々は、物体を規定し測定するために、もっぱら頭の中で点や線、面を使って幾何学的なイメージを思い浮かべるだけである。それと同様、属人原理も民族そのものではなく、民族を法的に捉えるための手段にすぎない。また、この手段には、歴史的な経緯においてこれまで圧倒的であると思われていた土地との結びつきから民族を解放するという意義がある。民族が土地と結びついているというイメージが、ここで取り上げられた課題を理性的に解決するうえでの障害物となって我々にのしかかっていたのである。属人原理はこうした民族と領域との結びつきを排除する。その一方で、本書の第一版でも述べたように、国家とその行政が領域に根ざした存在であることもまた明白である。国家が必然的に領域を単位として形成されるのに対し、民族は必然的に人間集団を単位とする。民族問題における難しさはすべて、こうした二つの要素間にみられる対立にその原因がある。ヘーゲル主義者であれば、より高次の次元においてジンテーゼへと統合されるテーゼとアンチテーゼとの優雅なやり取りを行うことができよう。だが、民族と国家の問題を理論的なレベルから実践へと再度潜り込ませようとすると、何故か喧噪が生じるのである。

属人原理によって否定されるのは歴史的領域、換言すれば祖先から受け継いだ定住地域や法的に固定化された領邦境界に対するフェティシズムのみである。こうしたフェティシズムが放棄されない限り、我々は理性的な見解に到達することができない。フェティシズムで我々の目が曇らされなければ、つまり、すべての民族そのものを国家に直接向き合うものとして捉えようとするならば、民族間の平和をもたらす可能性だけでなく、その必然性もまた存在することが分かる。現在のところ、こうした関係は帝国議会においてのみ生じている。ここでは、多くの種族が平和的な共同行動を行うことにかろうじて成功している。ところが、帝国議会の議員が地元の領邦議会で活動を行うために帰郷すると、辛抱強さと熱意を持って数カ月の歳月をかけて編まれた民族平和というベネロペイアの布[21]がわずか数日で切り裂かれてしまう。たちまちのうちに、すべての政党は態度を一変させ、すべての決意は消え失せ、すべての希望が葬り去られるのだ。独自の議会を持った諸領邦は、オーストリアにおける民族問題の解決にとって最大の障害となっているのである。

例えば、地元ではドイツ人だけと向き合っているチェコ人は、

帝国議会では他の七つの民族[22]と対峙しているために、いってみれば、民族が持つ制約条件を認識することになる。ところが、地元であるボヘミア王国に帰ってくれれば、そこでは民族同胞が全住民の六二・八％を占め、ドイツ人が三七・二％しかいないことに気づく。歴史的領邦ボヘミアの議会議場において、チェコ人は、自分が思い通りのことができる支配者となったかのように感じる。彼らがこうした国家の切れ端である領邦の存続を望むのは無理もない。「民族少数派へのいたわりなどとんでもない！　他の領邦において我が民族の同胞が少数者となっていることがボヘミアの議事堂にいる自分と何の関わりがあるのか？　とにかくここでは自分たちが支配者であり、その現状を維持したいのだ。」シュタイアーマルク、ケルンテン、チロルでは、ドイツ人がボヘミアやモラヴィアにおけるチェコ人と同じ役割を果たしている。ただし、一つの領邦に三つの民族が存在する場合や、二つの民族だけが存在するにしても両者の比率が接近している場合には、状況はより好都合なものとなる。領邦における民族比率が均衡すればするほど、あるいは民族の数が多くなればなるほど、諸民族は平和指向的となる。だが、歴史的諸領邦の境界線は諸民族を馬鹿げた民族比率に分断したり結合したりしている。

これら歴史的諸領邦の存在が民族闘争への絶え間ない刺激剤となっているのである。二つあるいは三つの民族が並存する可能性を持つ現在の諸領邦においては、過酷な多数者支配や特定勢力によるヘゲモニー、少数者に対する不正な支配といった考えられうるすべての不均衡のパターンが繰り返し生じている。こうした諸民族の関係が身近にあるものだから、有権者の幻想を操り、遠く離れた帝国議会の成果をすべて否定してしまうのである。

その上、こうした関係が個々の民族に混乱をもたらしている。例えば、ドイツ人の定住地域はすべての領邦に散らばっており、その領域はロシア＝ルーマニア国境からアドリア海に至るまで、つまりチェルノヴィッツ［現チェルノフツイ］からトリエステに至るまで拡がっている。ドイツ人が少数派となっている領邦においては、彼らは帝国議会を当てにし、帝国の権限で領邦の少数者を保護するように要求する。ところが、上・下オーストリア諸領邦やシュタイアーマルク、チロルといったドイツ人が多数派となっている領邦においては、彼らは領邦自治の支持者となり、領邦が持っている権限を他の民族を抑圧する手段として用いるのである。下オーストリアの領邦議会が学校に関するチェコ人の権利を何のためらいもなく拒否することによって、

プラハのドイツ人をチェコ人による報復措置の犠牲にしている。下オーストリアのドイツ人議員は地元の下オーストリアから選出されるだけであり、プラハのドイツ人から選出されるわけではないためである。こうしてまさに、領邦議会の存在によって民族同士の報復というやり方が政治に持ち込まれたのであった。

こうした相反する二つの心がドイツ人を分裂させ、彼らの無力さを招いている。オーストリアにおけるドイツ人は、全体としては南チロルの二、三の村をイタリア人に引き渡すゆとりを持っていたであろうし、イタリア人と折り合いをつけることもできたであろう。オーストリア・ドイツ人が少なくともイタリア人との関係を良好にしておけば、世界大戦の状況も変わっていたであろう。だが、チロル領邦のドイツ人住民はそうすることができなかった。同様に、ドイツ人は他の全ての民族とも何らかの点で激しく衝突しているから、こうした対立が七回も繰り返されることになる。偏狭な地域心理は、帝国における自民族全体の利益と対立している。ドイツ人はイタリア人やルテニア人と提携するか、あるいはチェコ人と結びつくことによって他の民族を意のままにできる可能性を持っていたはずであった。スラヴ民族の間には大きな対立が存在している。つまり、チェコ人とポーランド人はそれぞれの領邦における多数派であり、歴史的領邦の維持を熱心に支持しているのに対し、他のスラヴ人はすべて領邦における少数派であり、領邦に対する反対者となっている。ドイツ人がボヘミアで主張しているのと同じこと、すなわち帝国の権限によって領邦の少数派を保護することを帝国全体の要求として主張するだけの分別を持っていたならば、チェコ人とポーランド人の要求を永久に拒絶できたであろう。ドイツ人にとっては、さまざまな支配の可能性が存在している。だが、地域的で偏狭な精神が、大きな目的のために小さな犠牲を払うことを拒否させているのである。

歴史的諸領邦はハプスブルク帝国の内なる敵である。ほかならぬ諸領邦が領土回復運動（イレデンタ）を引き起こす温床であり、絶望感に陥った少数派と傍若無人な多数派を生み出している。領邦の中で多数派となった民族は、他の民族に対する優位を確保できるという期待を抱いているために、全ての領邦における多数派は、帝国議会の多数派も含めて歴史的領邦の存続に固執している。ドイツ人までもがそうである！　北ボヘミアのドイツ人たちはチェコ人のボヘミア王冠の諸領邦による圧迫の下で窒息し、助けを求めて叫んでいるのに対し、シュタイアーマルクやケルンテン、チロルのドイツ人は、アルプス諸領邦という歴史的な領邦を維持しようとしている。領邦という過ぎ去

りし日の亡霊が、換言すれば領域の一体性を偽って示すこの偶像が墓場に葬り去られない限り、民族間の平和はあり得ないのだ。私は、一九〇一年にも以下のように記したのであった。「危機が迫っている。チロル領邦議会の議事運営が少数派によって妨害される一方、ガリチア領邦議会でもルテニア人がボイコットの戦術をとっている。そして、他の全ての民族混住地域の領邦議会も、憤った少数派民族による議事妨害によって次第に機能不全に陥っている。こうした妨害は帝国議会でも行われたのであり、今やそのような少数派の圧政はすべての領邦議会を席巻しようとしているのだ。」こうした予言は完全に的中し、議事妨害が民族混住地域のすべての領邦議会を例外なく崩壊へと向かわせたのであった。とりわけ、ボヘミア領邦議会の場合には、すでに丸十年にわたって招集されていないのである。歴史的諸領邦という単位が実践の場に適用されたのは、きわめて不条理なこと（ad adsurdum）であった。こうした政治的な遺物を墓場から掘り出し、電気ショックによって生き返らせようとする政治家は、目がくらんで現実が見えないのであろう。

第二一節　民族文化を単位とする人的集合体と民族自治

民族問題を解決するにあたって国法上適切な手段として認められてきた在来の歴史的諸領邦を廃止したとしても、そこにはまだ二つの問題が残っている。第一は、そもそもどのようにして地域区分をおこなうのか、という問題である。どのような領域区分の方法が国家行政を遂行するのに適しているのか、また、こうした領域区分が民族的な観点からみて不適切な場合でもあくまで国家行政に対する配慮を優先させて維持すべきなのか、それとも、それに代わる他の異なる領域区分を考案すべきなのか、といった問題についてはまだ未解決のままである。第二に、民族とその定住地域との関係についての問題がある。民族は定住地域の法秩序に完全に包摂されうるのか、もしそうでなければ、領域における民族の営みは、行政単位における区分といかにしてバランスをとるのか、という問題である。ここで注意すべきことは、歴史的諸領邦の歪みを直そうとするあまり民族の地域的区分をも排除することになれば、文字どおりに角を矯めて牛を殺す事態となってしまう点である。第一二節で簡単に説明したように、民族を純粋な文化共同体とみる見方は、こうした極端な結果を生み出しやすく、しかもその際専ら属人原理に訴えることになる。この原理を過度に追求すれば、民族が持っている多くの本質的なメルクマールや決定的な意味を持つ政治

的要求、とりわけ歴史の局面においてきわめて高い重要性を持っている国家としての性格を獲得する努力を見落とすことになる。民族を純粋に文化的な人的団体とみる見方においては、民族は国家とは関わりを持たないものとして扱われる。アメリカの法律が宗教団体を国家と関係のないものとして捉え、民族についても同じように私的領域に属するものとして扱っているのと同様、この見方においては、民族は国家とは関わりを持たない私的団体とみなされる。「民族同胞からなる私的協会」とでも呼べるようなこのアメリカの民族団体は、特定の立場の人には手本として通用するかもしれないが、ヨーロッパの諸民族が要求しているものには全く適合していない。こうした民族文化論が、概念と実践の双方において国家と民族との完全な分割を実現するのに対し、現在求められていることは、民族の国家化と国家の民族化、そして調和のとれた両者の関係なのである。

こうした民族文化論においては、属人原理は諸民族をお互いに区別する識別原理として単なる法律上の方法論的手段として捉えられるのではなく、民族を法的に規定するうえでの唯一かつ究極の原理として捉えられている。そこにこの見解の欠陥が見いだされる。というのも、民族団体の区別は機構整備におけるる最初の一歩にすぎないのである。お互いに区別された体は、それぞれ別の皮膚を必要とするだけでなく、独自の内部器官も必要とする。第一二節ですでに述べたように、識別原理以外にも組織化原理や権限配分さらには連邦形成の方法にも注目しなければならない。こうした三つの主要問題は、民族文化論においては無視されているか、そうではないにしてもあまりにも過小に評価されている。

詳細な検討は次の二つの章において行うことにして、ここでは、これら三つの問題をごく簡単に説明しておくだけにしよう。まず、民族団体を形成する方法について考えることにしたい。この民族団体はどのようにして設立されるべきなのだろうか？

民族文化論の場合には、民族団体は国家から独立したものとみなされる。その立場に従って、民族団体が自らの力で立ち現れると仮定してみよう。するとまず最初に、この団体は何百万人ものメンバーを管理するために組織の細分化を行わねばならない。ただし、この細分化は領域に基づいて行う以外に方法はない。故に、民族団体は民族毎の基礎自治体や民族毎の県組織を編成し、より大きな地方レベル（州）で県組織を統合し、その州組織をさらに帝国中央組織の地方支部として扱わねばならない。するとただちに、民族団体によって形成された管轄区分と国家機構によって形成された管轄区分との競合が生じるであ

ろう。そのような摩擦や対立を引き起こさないようにするためには、民族団体の管轄区分を国家のそれに適合させ、組み込んでいかなければならない。

さらに、民族団体にはそれぞれの管区に規模に応じた一定の権限を配分しなければならない。例えば、民族毎の基礎自治体には学校の設立と学校施設の維持に関する権限を、民族毎の県組織には学校にまつわる人的・物的な負担や、学校運営の監督といった権限を与えねばならない。それぞれの民族にとって自らの存続を保障する最低条件となるのは、民族の言葉を教育語とする学校が存在するかどうかである。教育行政は国家行政の一部であり、たとえ国家がすべての学校を各民族による私立学校と定めたとしても、国家が教育立法や学校運営の監督権を放棄するのは不可能であることが直ちに明らかとなる。その点については、ウィーンにおけるチェコ人の私立学校をめぐる騒動[23]を考えれば十分理解できる。国家とは関わりを持たない単なる民族文化自治の場合には、民族闘争を終わらせることができず、逆に組織的に強化する結果となる。こうした例から明らかとなるように、最も重要な問題は従来の国家権限を二つの権限領域に、つまり、国家に属する権限と民族に属する権限とに分配することである。その時には、当然、民族それ自体が国家を構成する部分となり、要素となる。

民族の総体を純粋な属人原理に基づいて構成すれば、オーストリア国家においては八つの民族が並列して存在することになろう。その際に問題となるのは、諸民族が何らかの方法でお互いに結びつく必要がないのかどうか、という点である。諸民族の間を浮遊し、それでいて諸民族の関係を規定し全体として決定づけるようないわば神秘的な権力として存在する国家などというものに、八民族の結びつきを見いだすことができない。これに対し、国家が八民族の連邦として構成され、それぞれの民族が適切な方法で国家権力の一部を担えるように法的に規定された場合には、諸民族の結びつきははっきりと目に見える権力となるであろう。故に、純粋に私的な民族文化団体は自ずから連邦国家の体制へと向かわざるをえないのである。こうして、長期間にわたる闘争の末に初めて実現されるはずの結果を我々ははっきりとした形で、しかもより良い形で先取りして見ることができる。それは、民族を国家上の領域区分に適合させ、国家の権限を分配する対象とし、体制を形成するうえでの構成要素とすることである。つまり、組織化、権限分配、連邦形成という三つの課題こそがもっとも重要なのである。重点が置かれるのはこれらの課題であって、属人原理に基づく民族の区分は、

その課題を実現するうえでの非常に重要ではあるが、だが結局のところは補助手段としての意味しか持たない。私的な民族文化団体の考え方を支持する人々は、自らの目的を我々と同様民族自治におき、私を自分たちの見解の創始者として主張している。私は、このような属人原理を過剰に適用する考え方については否定せざるを得ない。私は、民族に国家と同等の地位を与え、民族を国家構成要素とし、国家秩序を多民族連邦国家に再編することが民族自治の実現であると理解している。本書の第一版においても、私が最も強調した点は民族の区別ではなかった。私が最大の力点を置いたのは、国家と民族を一緒に編成する点であり、国家高権を双方が分有するという点であった。

民族自治は、好運にも発見された万能薬のようなものでは全くないし、現代における最大の問題を一挙に解決しようとする、法的・形式的な形を取ったトリックでもない。したがって、属人原理を解決の鍵として扱おうとする態度を我々はとることができない。本書の第一版で述べた法的に基礎づけられた民族自治は国家および民族の営みすべてを把握し、包括するものである。また、民族自治が現在と未来において実現される限りにおいて、民族の歴史的な営みと歴史的な解決可能性がそこに包含されることになる。この点については後で個別の検討を行う。

それによって以下の点が明らかとなろう。パラツキーによって主張された民族自治、つまり第一二節において民族の定住地域を重視する見解として説明した自治が、一方では、形態という点から見て最も実現性が高く、他方では、国家行政や秩序管理における必要性や全体としての力の強さを最大限考慮している、という点である。民族自治を実現することによって、オーストリアに統合されている八つの民族が持っている自己の特質と権力を維持し発展させることが許され、可能になる一方、それと同時に、現在と近い将来において最も重要なこと、つまり、オーストリアが強力な経済国家であり、社会国家であることも保証される。これら二つの目標を同時に達成することは、我々の重要な政治課題であると同時に、完成させねばならない偉大な芸術作品なのである。もし、観念や実践の場面で二つの目標を混同してふらふらとし、ある時は、諸民族を満足させるために国家権力を切り刻み、またある時は諸民族を隷属させるために国家権力を至上のものとして扱おうとすれば、目標を実現することはできない。弁証法的思考を採用した時にのみ、自ずと二つの目標の相違が明らかになり、その実現が確実なものとなるのである。我々はまず第一に、民族について考察し、国家の存在を無視して、民族の意思とそこにおいて必要とされるものを確

定する。第三章では、民族理念による要求（公準）の議論が展開されることになる。民族についての考察の次には、我々は国家に焦点を当てる。我々は、国家を形而上学的な概念として捉えるわけでもないし、ぼやけた影の中から呼び出されるような霊として捉えるわけでもない。我々は、歴史的経緯の中で発生し、我々の時代における国家の発展を通して生み出された経済的・社会的共同体として国家を捉えるのである。我々は、諸民族がそこに存在しない、あるいはそこに一つの民族しか存在しないものと仮定したうえで、経済国家、社会国家としての国家、および国家行政の側における必要性を考察する。それに従って、我々は将来に向けての行政改革の方向性を示す。こうした点についての考察が行われるのは、秩序ある国家行政という公準を扱うことになっている第四章においてである。

民族と国家を二つの章に分けて扱い、両者が存続し発展していくにあたってそれぞれ必要となるものを考察して初めて、我々は国家と民族を対置させ、両者がともに存続し、発展できるのかどうか、さらにはどのようにしてそれを実現するのかを、明確さと確実性をもって示すことができる。両者の対比が行われるのは第五章である。ここでは国家の要求と民族の要求とのアウスグライヒ（妥協点）が探求され、それによって、不可欠であり緊急を要する憲法体制の将来に向けての改革の基本線が提示される。

第二部は「民族自治の諸機構」という表題であり、国家において民族自治を実現する上での個々の制度について論じる予定である。また、この巻は、第一版が出された当初の計画では第三部に回すはずであった論点についても扱う。全体を一通りお読みになれば、諸民族を法的存在として認め、それと同時に強力な国家の一体性を確保する際に、多民族国家において果たさなければならない重要な創造的活動とは何かが完全に明らかとなろう。

原注

（1）オーストリア＝ハンガリーの枠内における民族理念の歴史的発展については、Karl Renner, *Grundlagen und Entwicklungsziele der österreichisch-ungarischen Monarchie*, Wien, 1906. において扱っている。

（2）残念ながら、わが国の国家官僚が持っている独創性や創造力では、一九〇一年［訳者注――一九〇〇年の誤りと思われる］に出されたこのような時代遅れの草案を越えるものは何も生み出せなかった。

(3) ドナウ帝国という国家共同体が生まれ、維持されるようになった事実については、拙著『オーストリア＝ハンガリー帝国の基盤と発展における目的』を参照。

(4) 読むに値するパンフレットとしては以下のものがある。Patriot, *Die Verfassung als die Quelle des Nationalitätenhaders in Oesterreich*. Wien und Leipzig, 1897. Ebenda, *Grundzüge für eine 'endgültige' Lösung der Nationalitätenfrage*. 1897. Ebenda, *Ergänzung der Verfassung Oesterreichs*. 1898.［訳者注――いずれもレンナー自身の著作である］

(5) 被選出者だけでなく有権者も別の団体に区分されると、ここで言う完成したクーリエになる。

訳注

［1］一八六七年一二月二一日の自由主義的な国家基本法を指す。

［2］カルパチア諸領邦にはガリチアとブコヴィナ、チェコ諸領邦（ズデーテン諸領邦）にはボヘミア、モラヴィア、シレジア、カルスト諸領邦にはクラインやダルマチア等、キュステンラント（沿岸地方）にはトリエステ、イストリア、ゲルツ（ゴリツィア）＝グラディスカが含まれる。

なお、第一次世界大戦前においては、チェコ諸領邦が「ズデーテン諸領邦」と呼ばれることもあった。この用語法においては、ドイツ人地域とチェコ人地域は区別されていない。ちなみに「ズデーテン」は、元々ボヘミア北部の山脈を指す言葉であり、その他のドイツ人地域を含む言葉ではなかったのである。この言葉は、一九〇二年に初めてボヘミア・ドイツ人を総称するものとして公の場で用いられたが、それが定着したのは戦間期においてであった。Jan Křen, *Konfliktní společenství Češi a Němci 1780-1918*. Academia. Praha, 1990. s.481-482.

［3］ライタ河以西の地域を指す。オーストリア＝ハンガリー二重帝国のオーストリア側を示す言葉として用いられた。

［4］一八四八年革命の時にモラヴィアのクレムジール（現クロムニェジーシュ）で開かれた帝国議会。翌四九年三月四日には、各領邦の自治と諸民族の平等を認める憲法案が採択されたものの、同月七日には軍隊によって議会が散会させられ、憲法案も実現されなかった。

［5］本書は以下の文献を大幅に改訂したものである。R. Springer (Karl Renner), *Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat*. 1902.

［6］ここで言及されているのは、ロシアで活動していたユダヤ人労働者の組織「ブント」である。この組織は、レンナーやバウアー等の主張に基づいてロシア社会民主労働者党内における民族自治制・連邦制を要求していたが、レンナーの真意は本文で見るとおり、純粋に私的な民族団体を設立するいわゆる「民族文化自治（national-kultu-

relle Autonomie)」ではなかった。しかし、こうしたブントの動きを牽制するために、レーニンがこの「民族文化自治」を批判したことから、レンナーの主張する属人主義原理＝「民族文化自治」という解釈が一人歩きをするようになる。彼は、こうした誤解を解くために自身の「民族自治（nationale Autonomie）」と「民族文化自治」との違いをここで強調しているものと思われる。

なお、相田によれば、ブントによる最初期の民族理論に影響を与えたのは、一八九九年のブリュン綱領や同年に出されたレンナーの『国家と民族』よりもむしろ、カウツキーやパルヴス（イグナティエフ）の理論であったという。相田愼一『言語としての民族――カウツキーと民族問題』御茶の水書房、二〇〇二年、三三五頁以降参照。

[7] 第一次ケールバー内閣（一九〇〇－一九〇四）が、対立の激しいボヘミア・ドイツ人とチェコ人との妥協をはかるために帝国議会に提出した法案。これによれば、ボヘミア領邦の行政単位は、ドイツ人多数地域、チェコ人多数地域、混住地域の三つに区分されることになっていた。混住地域の官庁においては、外務公用語（官庁の窓口で使われる言語）として当事者（申告や出願を行う市民）の言語が用いられ、内務公用語（官庁内部で使われる言語）としては当事者の申告や出願によって開始される業務については当事者の言語、そうでない業務については案件に相応しい言語が用いられる、とされていた。また、ドイツ人多数地域の官庁においては外務公用語・内務公用語ともにドイツ語、チェコ人多数地域の官庁においては外務公用語・内務公用語ともにチェコ語が使われることになっていた。だが、結局のところ、ドイツ人とチェコ人の妥協は成立せず、この法案が日の目を見ることはなかった。

[8] ドイツ民族共同保証（Deutsche Gemeinbürgschaft）とは、一八九七年一二月一日、シェーネラー派を除くドイツ系の野党五党によって行われた共同決議である。この決議においては、バデーニ言語令の廃止要求などに加え、当該のドイツ系野党による共同行動の促進が謳われている。Klaus Berchthold, *Österreichische Parteiprogramme 1868-1966*. Wien, 1967. S.208-210.

[9] オーストリアが一八五九年の対イタリア戦争に敗北し、それに刺激を受けた帝国内の非ドイツ系諸民族が運動を活発化させたことから、オーストリア・ドイツ人の側でも民族意識が高まることになった。だが、オーストリア主導で全てのドイツ人を含む国家を実現しようとする大ドイツ主義は、一八六六年の普墺戦争での敗北と一八七〇年の普仏戦争におけるプロシアの勝利によって打ち砕かれてしまう。こうした大ドイツ主義は、一八八〇年代

に強力なドイツ帝国との統一を目指す汎ゲルマン主義へと変容していく。

[10] 逆に一九世紀末においては、チェコ人側が歴史的なチェコ諸領邦の一体性を求めるようになったのに対し、ドイツ人側は民族の居住地に応じた行政管区の区分を主張するようになった。ボヘミアについて言えば、チェコ人は領邦全土におけるチェコ語とドイツ語双方の公用語化を求めたのに対し、ドイツ人は二言語の公用語化をチェコ人多数地域だけに限定し、ドイツ人多数地域についてはチェコ語の公用語化を制限しようとした。

[11] パラツキー（František Palacký, 1798-1876）。チェコの歴史家・政治家。「民族復興運動」の重要な担い手でのちに「民族の父」と呼ばれるようになった。

[12] カウチッチ（Matija Kaučić, 1802-1863）。ケルンテン／クラインの代表として憲法制定委員会に参加。Robert A. Kann, *The Multinational Empire. Nationalism and National Reform in the Habsburg Monarchy 1848-1918*. New York, 1950. vol.2, pp.26f.

[13] R. A. Kann, *op.cit.*, vol.2, pp.27-29. 石田裕子「一八四八年のパラツキーの連邦構想」『東欧史研究』一七号、一九九四年、九〇－九一頁などを参照。

[14] リーゲル（František Ladislav Rieger, 1818-1903）。チェコの政治家。チェコ系の民族党（Národní strana）が老チェコ党と青年チェコ党とに分裂した後は、保守的な前者の指導者となる。パラツキーの娘婿。

[15] シェラダーム（André Chéradame, 1871-1948）。シェラダームは、*L'Europe et la question d'Autriche au seuil du XXe siècle*. Paris, 1901. において、ハプスブルク帝国の存続はその連邦化の成否にかかっていると主張し、さらには、同帝国の連邦化を実現するためにウィーンに対して圧力をかけるべきだとフランスとロシアに訴えている。Arthur J. May, *The Hapsburg Monarchy 1867-1914*. Harvard University Press. 1960. p.331.

[16] ミリュコーフ（Pavel Nikolayevich Milyukow, 1859-1943）。ロシアの歴史家・政治家。一九世紀末よりリベラルな政治活動の指導者、および国会議員として立憲君主制の確立を主張。一九一七年二月の革命後、臨時政府の外務大臣として入閣するが、一九二一年一月に亡命。

[17] 有権者を民族ごとのクーリエ（選挙人団）に区分し、民族別に選挙を行う制度。

[18] 一八四八年革命後のオーストリアを支配したのは、バッハ宰相による新絶対主義の体制であったが、五九年の対イタリア戦争での敗北を機に立憲体制への移行を要求する声が高まってくる。そこで、皇帝はそれまでの宰相会議に各地方議会の代表を加えて補強し、その拡大宰相会議に憲法案の審議を委ねた。しかしそこでは地方的利害

を重視する貴族が優勢であり、彼らの意見を反映した十月勅書は帝国の統一と各領邦の自治を最優先しており、ドイツ人自由派やハンガリー人の反発するところとなった。そのため、皇帝はドイツ人自由派のシュメアリングを首相に任じ、十月勅書の修正を委ねた。その結果、一八六一年二月、中央集権的色彩が強化された二月勅令が十月勅書の修正版として公布された。それによれば、帝国議会は貴族院と衆議院の二院制で、貴族院は皇帝により任命された終身議員で構成され、また衆議院は地方議会から選出された議員で構成される。以上の十月勅書と二月勅令はその後のオーストリアの議会制・立憲制発展の基礎となるものであり、これらの成立をもって帝国史における憲政期の始まりと呼ぶことができる。

[19] フィッシュホフ（Adolf Fischhof, 1816-1893）。ユダヤ人医師。一八四八年革命を指導。四九年、大逆罪で起訴されるも放免。その後、著述活動に専念し、かつ穏健派となる。一八六九年の著書 *Österreich und die Bürgschaften seines Bestandes* ではツィスライタニアにおける連邦制を擁護した。例えば、以下を参照。Georg Franz, *Liberalismus. die Deutschliberale Bewegung in der Habsburgischen Monarchie.* München, 1955. S.210, 212.

[20] チェコ人とドイツ人との和解を実現するために、ターフェ政府とボヘミアの主要政党との間で作成された協定。ただし、当時勢力を伸ばしつつあった急進派の青年チェコ党はこの交渉から排除されていた。この協定が意図するところは、第一に民族の居住地域に基づく統治機構の分割であった。外務公用語としてチェコ語とドイツ語が使われるという一八八〇年のシュトレマイアー言語令はチェコ人多数地域だけに適用され、ドイツ人多数地域ではチェコ語は使われなくても良くなったのである。また、民族混住地域においては、行政管区が細分化され、可能な限りチェコ人地域とドイツ人地域との区分が行われることになった。第二の点は、領邦議会の選挙制度をこれまでの財産・身分別の四クーリエ制から民族クーリエ制に代えることであった（本文参照）。ところが、青年チェコ党を中心とする強硬な反対運動が発生したために、この協定は一部の項目を除いて破棄されてしまったのである。

[21] ペネロペイア（ペネロペ）は、ホメロスの大叙事詩『オデュッセイア』における英雄オデュッセウスの妻。夫の不在中に求婚を迫られたペネロペイアは、舅の死に装束を織り上げるという口実の下、昼間は布を織り上げ、夜にはそれをほどくというやり方を繰り返し、時間を稼いだのであった。

[22] ドイツ人、ポーランド人、ルテニア人、イタリア人、スロヴェニア人、セルビア人、クロアチア人。

[23] 一八七二年、チェコ系私立学校の支援を目的としたコメンスキー協会（正式には Komenský-Verein zur Errichtung und Erhaltung böhmischer Schulen in Wien）がウィーンで設立されている。また、一八八〇年代より、チェコ語を授業語とする学校への公的支援が頻繁に要求されるようになるが、ウィーンや下オーストリア領邦におけるチェコ人にとって重要であったのは、チェコ語による教育そのものではなく、もっぱら、チェコ語を母語とする子どもたちがドイツ語での専門教育についていけるようにすることであった。世紀転換期以降は、チェコ語による専門教育の充実も要求されるようになるが、その内実は、チェコ諸領邦におけるものとは異なっていたと考えるべきであろう。Monika Glettler, *Die Wiener Tschechen um 1900. Strukturanalyse einer nationalen Minderheit in der Großstadt*. München/ Wien, 1972. S.90-111.